

2012年度（平成24年度）  
自己点検・評価報告書

日本赤十字秋田短期大学

## 目 次

序 章.....	1
【基準1】 理念・目的.....	2
1. 現状の説明.....	2
2. 点検・評価.....	3
3. 根拠資料.....	4
【基準2】 教育研究組織.....	5
1. 現状の説明.....	5
2. 点検・評価.....	7
3. 根拠資料.....	8
【基準3】 教員・教員組織.....	8
1. 現状の説明.....	8
2. 点検・評価.....	11
3. 根拠資料.....	12
【基準4】 教育内容・方法・成果.....	12
・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....	12
1. 現状の説明.....	12
2. 点検・評価.....	14
3. 根拠資料.....	15
・教育課程・教育内容.....	16
1. 現状の説明.....	16
2. 点検・評価.....	18
3. 根拠資料.....	19
・教育方法.....	20
1. 現状の説明.....	20
2. 点検・評価.....	25
3. 根拠資料.....	27
・成果.....	28
1. 現状の説明.....	28
2. 点検・評価.....	30
3. 根拠資料.....	31
【基準5】 学生の受け入れ.....	31
1. 現状の説明.....	31
2. 点検・評価.....	33
3. 根拠資料.....	34
【基準6】 学生支援.....	34
1. 現状の説明.....	34

2. 点検・評価.....	43
3. 根拠資料.....	44
<b>【基準7】 教育研究等環境.....</b>	<b>45</b>
1. 現状の説明.....	45
2. 点検・評価.....	53
3. 根拠資料.....	55
<b>【基準8】 社会連携・社会貢献.....</b>	<b>55</b>
1. 現状の説明.....	55
2. 点検・評価.....	59
3. 根拠資料.....	60
<b>【基準9】 管理運営・財務.....</b>	<b>60</b>
・管理運営.....	60
1. 現状の説明.....	60
2. 点検・評価.....	63
3. 根拠資料.....	64
・財務.....	64
1. 現状の説明.....	64
2. 点検・評価.....	67
3. 根拠資料.....	67
<b>【基準10】 内部質保証.....</b>	<b>68</b>
1. 現状の説明.....	68
2. 点検・評価.....	72
3. 根拠資料.....	72

## 序 章

本学は、1896年（明治29年）に開設した日本赤十字社秋田支部救護員養成所における看護婦養成を源とし、日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成所（大正3年）、秋田赤十字病院赤十字看護婦養成所（昭和21年）、秋田赤十字高等看護学院（昭和25年）、秋田赤十字看護専門学校（昭和51年）における看護師養成を経て、1996年（平成8年）4月、日本赤十字秋田短期大学（看護学科および介護福祉学科）として開学した。2009年度（平成21年度）からは看護学科が四年制大学へ移行したことに伴い、本学は介護福祉学科のみの単科大学に転進した。この間、一貫して世界的な人道機関としての赤十字理念を基調とする「人道：Humanity」の建学精神のもと、人の命を守り、人の尊厳と権利を尊重する教育を行ってきた。

また、本学では開学当初から教育研究活動評価委員会を設置して自己点検・評価活動を開始しており、2007年度（平成19年度）には短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」との結果を得ている。

2009年度（平成21年度）には、看護学科が日本赤十字秋田看護大学として改組されたことに伴い、自己点検・評価活動については、日本赤十字秋田看護大学と合同にて、センター機構の一つである評価センターを中心として実施している。また、2007年度（平成19年度）の認証評価から7年目を迎える2014年度（平成26年度）に、財団法人大学基準協会による第三者評価を受審することを念頭に、内部質保証の点検評価を同協会の評価基準に基づいて実施している。

大学運営における計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の連続性=PDCAサイクルをさらに円滑に機能させていくために、今後も内部的な質保証システムの充実に努めていきたいと考える。

日本赤十字秋田短期大学  
学長 森 美智子

## 【基準 1】 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

本学は、赤十字の基本理念である「人道」を建学の精神としている。人道の精神は、赤十字の創始者であるアンリー・デュナンの活動の根底にある考え方であり、赤十字運動の世界的な広がりにも象徴されるように、国家、宗教、民族の違いを超えて現代の世界で最も広く受容されている、世界共通の価値であると言える。

介護福祉学科は、本学の建学の精神である「人道」と介護福祉の価値理念である「人間の尊厳」に基づいて、対象とする利用者一人ひとりの幸福の実現に貢献できる人の育成を目指し、次のように教育目的を明確に掲げている。

建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、介護福祉に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって社会で活躍できる実践力をもった介護福祉専門職の育成及び介護福祉学の発展に寄与することを目的とする（学則第1条）。資料 1-1

赤十字の理念と活動に連携した教育、基礎教養と深い専門性の追求、実践力を備えた介護専門職の養成が、柱となっている。

また、「社会で活躍できる」については、本学科は、高齢化先進県である秋田における介護福祉士の人材確保と資質向上を図りながら、県民の社会的要請に応えるべく地域に根ざした短期大学として、「生きるを支える人になる」をモットーに努力を重ねてきた。

#### (2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表しているか。

本学の理念・目的は、学生便覧（資料 1-2）、学校案内（資料 1-3）、高校訪問（資料 1-4）、オープンキャンパス（資料 1-5）、ホームページ（資料 1-6）等で本学学生をはじめ、高校生、受験生、社会一般等学内外に公表している。

学生には、入学時や年度初めのガイダンス（資料 1-7）で説明している。特に、入学生には1泊2日で実施する宿泊オリエンテーション（併設看護大学と合同実施、資料 1-8）において、赤十字の思想と実践活動について、平成 20～22 年度文部科学省教育 GP 選定事業である「国際人道法の理念を行動化する教育の推進」（資料 1-9）の一環として作成した、解説冊子（資料 1-10-1）やVTR（資料 1-10-2）を用いて説明している。更に、学長或いは学科長が、本学園の建学の精神と歴史、加えて教育理念の詳細な解説を行う機会を設けている。また、5月の連休の一日をボランティアの日（資料 1-11）としているほか、赤十字創立記念の週においては、全学生が、各自、自主的にボランティア活動を行うことにより、建学の精神を再確認している。

更に、学生・教職員にとっては、看護大学と合同で取り組んでいる災害救護訓練（資料 1-12）も、赤十字活動の体験を通して「人道」を考え、学び、実践する機会となっている。

また、年 1 回開催される「赤十字・国際人道法教育フォーラム」(資料 1-13) は、地域社会にも公開し、本学の「人道」に関する活動の発表や、学内外者の講演等を通して、建学の理念である「人道」を、一般に周知する機会となっている。

教職員については、採用時のオリエンテーション、新人職員を対象とした日本赤十字社主催の研修会(資料 1-14)、学内 Faculty Development/Staff Development(以下 FD/SD)研修会(併設の看護大学と合同で実施、全教職員参加が前提となっている)等を通して、赤十字の理念と本学の教育目的の周知に努めている。平成 24 年度の学内 FD/SD 研修会では、「赤十字の基礎知識」のテーマで専任教員が講話を行った(参加率 80%)(資料 1-15)。

教育課程においては、建学の精神である「人道」と「赤十字の基本原則」について、必修科目である赤十字概論を通して、学生は具体的に学んでいる。また、平成 21 年度のカリキュラム改正では、本学の特長ある教育の一つである「災害福祉論」を必修科目として赤十字領域の中に位置付けた。災害時、及びその後の生活支援において、「人道」の精神を踏まえ活動できる介護福祉人材を育成する目的で開講された科目であり、講義と演習で構成されている(授業要綱 資料 1-16 p. 3, p. 7)。その成果は、平成 23 年 3 月の東日本大震災後のボランティア活動(資料 1-17)に現れていた。震災発生後の同年 6 月から 8 月の 3 ヶ月間、陸前高田市の避難所の生活支援を目的として、看護大学と合同で、延べ 146 人の学生が教職員とともにボランティア活動を行い、被災者からは、「ほかからは物資を頂いたが、赤十字の学生からは心を頂いた」と感謝をされた。

### (3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、学校教育法第 109 条第 1 項に則り、毎年度、自己点検及び評価を行い、次年度に向けた改善を行ってきたが、短期大学で設置していた教育研究活動評価委員会は、平成 21 年以降、併設する日本赤十字秋田看護大学の評価センターと併合して、「評価センター」(評価センター規程 資料 1-18)を設置し、自己点検・評価を行う体制を整備している。

毎年度末に、各委員会或いはセンター毎に点検・評価を行い、評価センターが中心になって、自己点検・評価報告書を作成している。次年度に向け改善や修正が必要な内容については、各委員会からの提案を基に、教員会議で協議している(教員会議議事録資料 1-19)。平成 21 年度「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正」に基づき大幅なカリキュラム改正が行われた。この際、本学の教育目的・目標等の見直しを合わせて行い、平成 21 年 4 月より、現行の目的・目標に改めた(資料 1-1、1-2、1-3)。

平成 24 年度は、FD/SD 研修会(資料 1-15)において、DP(Diploma Policy)、CP(Curriculum Policy)、AP(Admission Policy)の位置付けと意義に関する総論的な講演と、本学の DP を考えるワークショップを実施し、本学理念の確認と、教育目的・目標、DP、CP、AP との関連性に関する理解を深め、理念に基づく教育のあり方に関しての再認識を図った。

## 2. 点検・評価

本学・学科の教育理念と目的の点検評価は、①介護福祉士という資格養成と学科の理念・目的の調和がとれているかどうか、とりわけ短期大学としての教養教育がどこまで貫

かれているか、②専門資格を含む本学科の理念・目的がどこまで社会或いは時代のニーズ、期待に応えているか、③理念や目的が学生等にどこまで理解され、浸透しているか、また教員がどこまで共有し、教育に創意、工夫を凝らしているか、の3つの視点から行っている。

#### ①効果が上がっている事項

理念・目的は建学の精神である「人道」に基づくものであり、高齢社会である現在において重要な「地域住民等の生活の安心・安全を保障する手段」としての介護福祉活動を担う介護福祉士の養成を行うことは、社会と時代のニーズに応えるものである。

建学の精神に基づいて設定されており、学生・教職員に対しては学生便覧やガイダンス、行事や講話等を通して周知に努めている。また、学校案内や高校訪問、本学ホームページ上、更に高大連携授業等で受験生や社会一般に公表し、周知している。

また、学生はボランティア活動で地域貢献し、高い評価を受け、赤十字の理念・活動に期待が寄せられている。

#### ②改善すべき事項

介護福祉士養成と教養教育のバランスの問題に関しては、学科の教育編成の大きな部分を占める介護福祉士養成カリキュラム改正の際にも適宜検証をしてきているが、必ずしも満足できる現状ではなく、模索している。

平成19年度に学生の就職先へのアンケート調査（資料1-20）を実施した結果から、本学の理念・目的につながる教育目標について検証を行ったが、その結果を改善策につなげる検討が必要である。

### 3. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字秋田短期大学 学則
- 1-2 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成24年 (p.11)
- 1-3 学校案内パンフレット 平成25年度版
- 1-4 高校訪問一覧
- 1-5 平成24年度オープンキャンパス (第1回、第2回、第3回)
- 1-6 日本赤十字秋田短期大学ホームページ <http://www.rcakita.ac.jp/>
- 1-7 介護福祉学科ガイダンス日程 (第16期生、第17期生)
- 1-8 平成24年度新入生オリエンテーション合宿のしおり
- 1-9 「国際人道法の理念を行動化する教育の推進」平成20年度文部科学省教育GP選定事業
- 1-10-1 Kizuki Kangae Kodosuru 気づき・考え・行動する＜教育GP取組みのための学生のしおり＞
- 1-10-2 国際人道法の理念を行動化する教育の推進 DVD
- 1-11 平成24年度「ボランティアの日」資料
- 1-12 平成24年度災害救護訓練
- 1-13 平成24年度「赤十字・国際人道法教育フォーラム」

- 1-14 日本赤十字社研修会
- 1-15 平成 24 年度 FD/SD 研修会
- 1-16 日本赤十字秋田短期大学授業要綱平成 24 年度 (p. 3、p. 7)
- 1-17 「絆の丘」忘れないあの日の“記憶” 東日本大震災被災者支援学生ボランティア活動
- 1-18 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程
- 1-19 平成 24 年度教員会議議事録
- 1-20 佐藤考司ほか「本学卒業生に対する就職施設からの評価」日本赤十字秋田短期大学紀要 No. 13 (2008) pp. 53-62

## 【基準 2】 教育研究組織

### 1. 現状の説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

現在、本学は、介護福祉学科だけの単科の大学である。入学定員 50 人、収容定員 100 人と小規模でもあることから、コースや専攻を設けていない。介護福祉士の資格養成は、独立した課程としてではなく、学科の教育課程そのものに組み込んでいる。「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める介護福祉士の養成カリキュラムのボリュームは大きく、学科全体の構成に占める資格養成の割合が極めて高くなっており、その教育課程に対応した教育研究組織となっている。(図 2-1)

研究教育組織は、図 2-1 に示すように、短期大学学長の下に、大学の経営方針・基本計画を担う経営会議が大学の経営面に関して学長を補佐しており、更に、大学の全般的な倫理事項を所管する倫理委員会、教授会、評価、研究、赤十字・国際人道法教育活動、国際交流、地域交流等の目的に基づいて各センターが置かれている。また、教授会の下には、教務、学生、教員選考、入学者選抜、図書、情報・広報、紀要、公開講座等の各委員会を置いている。これらの教育研究組織は、規程上は別々に定められているが、運用上では合同規程を設けて、併設する看護大学と合同で行っている。また、図書館と事務局は共用、合同組織となっている。

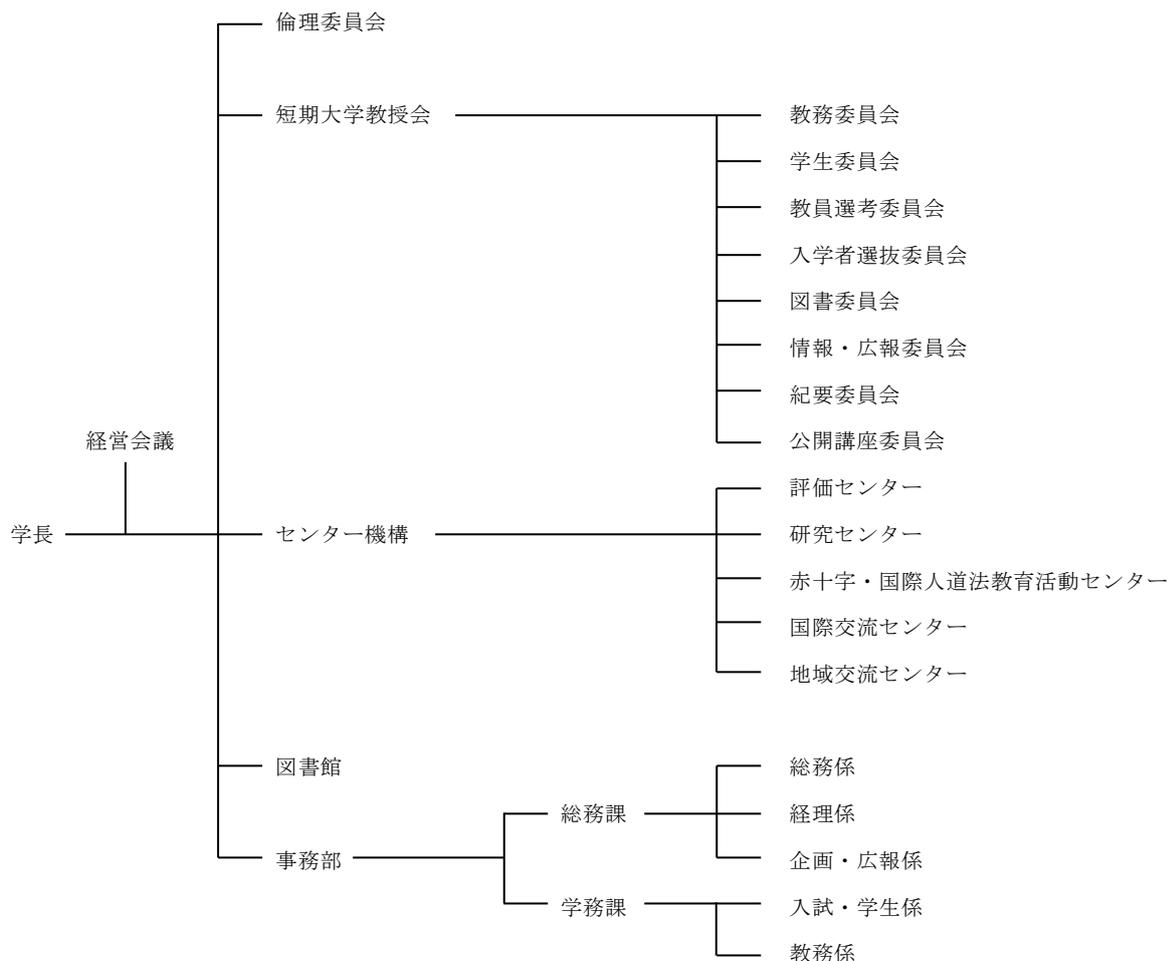


図 2 - 1 教育研究組織

教育の基本となる教授会、及び教授会所掌組織は、ごく標準的なものであるが、本学の特色である赤十字の理念と活動に連携した教育活動の推進のために、赤十字・国際人道法教育活動、国際交流の2つのセンターが置かれている。また大学の教育、研究を含む総体的活動の自己点検・評価と、内部質保証に向けた取り組みの推進のために、評価センター及び研究センターを配置している。

このような教育研究組織の編成のもとで、運営は規程に則り、各組織単位から計画、活動方針等が提案され、教授会等での審議、協議を経て実行される。即ち、各センター、委員会等の活動が重要な位置を占めている。委員会等は、教員の意見や意向を集約するとともに、これらの情報は、経営会議、教授会の検討を経て各教職員に報告される。なお、短期大学では独自に短期大学教授会を持っているが、看護大学と共通する事項に関しては、毎月第3木曜日 13:00 より開催される、看護大学との合同教授会に付される。また、経営会議及び研究科委員会を除く各委員会については、看護大学と合同で会議と活動が行われている。なお、教務委員会については、看護大学、短期大学独自に会議を開催しているが、両大学に共通の懸案に関して合同で実施することになっている。

## (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

平成 21 年度から短期大学看護学科が四年制大学へ移行したことに伴い、教育研究組織

も改組した。教育研究組織は、教授会を除き、看護大学と合同の組織となった。

それぞれの組織における業務及び活動については、役割遂行の状況、到達度、課題等、毎年度自己・点検評価を実施し、評価センターがこれをまとめて報告書を作成している（自己点検・評価報告書 資料 2-1）。課題として挙げられた事項に関しては、経営会議、教授会にて協議され、改善点を踏まえた次年度計画を立案している。年度計画は年度初めに、短期大学、大学合同の全教職員会議で教職員が共有している（資料 2-2）。また、組織の適切性については、学長・学科長・事務部長が、随時、検証している。

## 2. 点検・評価

本学における教育研究組織は、建学の精神である「人道」に基づく理念・目的に照らして設置されており、倫理、研究、教育に関する部門、直接地域に貢献する地域交流センターをはじめとするセンター機構、社会に開かれた図書館、そして、これらを事務的に支える事務局の部門からなり、学術の進展や社会の要請との整合性は十分にとれていると考える。

平成 21 年度に、短期大学看護学科が看護大学に改組されて以降、両大学の必要に応じて、部分的には議論がなされ、学長を中心に人事及び教育研究組織の検討を行ってきた。

### ① 効果が上がっている事項

ア. 教育と研究に関しては、主として教授会の下に学生と教育に関連する部門が組織されており、直接に教育に関わる事項は教授会で検討した結果が教員会議に報告・議論されて教員間で共有される。

イ. 赤十字・国際人道法教育活動センターが実施している災害救護訓練は、本学の特徴的な教育の一つである。平成 20～22 年度文部科学省教育 GP 選定事業の一環として平成 22 年度から学生、教職員が全学的に取り組んでいるものであり、平成 24 年度は 9 月 24 日～25 日の 2 日間実施した。学生は被災者・傷病者班、救護者班、情報伝達班、炊き出し班等、全員が一つの役割を担い訓練を実施する。教職員もそれぞれ役割を持ち、学生とともに行動し災害に対する認識を新たにしている機会となっている。全学的に実施する本学の取り組みは、毎年テレビで報道され、この特徴的な教育が入学動機となっている学生もおり、本学の理念が地域社会に認知される結果となっている。また、災害時においても「人道」の精神に基づいた行動ができる能力の育成につながっていると考えられる。

ウ. 研究センターが実施する FD/SD 研修会は、平成 24 年度 11 回開催された。表 1 に示すように、多様なプログラムで開催され、出席率も全教職員の約 8 割で定着してきており、組織的な取り組みがなされている。

エ. 看護大学と合同の委員会が組織されていることによる効果は、教育、研究に関連するより多くの情報が得られるようになり、教育に役立つとともに、研究に関しても、相互に多くの示唆を得やすくなったことである。

### ② 改善すべき事項

ア. 教務委員会や評価センターには、内部・下部委員会が複数存在することや、倫理委員会のように所掌事項が広範にわたる等の課題があり、各組織の所掌・分掌、役割等について見直す必要がある。

イ. 大半の委員会、センター等が、看護大学と合同で行っていること、教授会の構成員

は教授だけであること、委員会等が多数かつ複雑であること等から、活動の進捗状況等が全教員に周知しにくく、また個々の教員にとっても大学全体の課題を認識、共有しづらいといった課題がある。

### 3. 根拠資料

2-1 自己点検・評価報告書（平成 20 年度～平成 22 年度）

2-2 平成 24 年度第 2 回 FD/SD 資料「各委員会・センター平成 24 年度活動方針・計画」

## 【基準 3】 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

平成 21 年度には看護学科の四大移行に伴い、短期大学は介護福祉学科 1 学科になった。これにより、専任教員数は大幅に減少したが、平成 24 年度は 10 名（短期大学設置基準第 22 条では 7 名）の教員が配置されている。また、介護福祉士養成が主たる目的となっているために、実技、演習、実習等が多いことから、非常勤講師を 18 名配置している。専任教員は全て社会福祉又は介護系の人材であり、基盤教育（いわゆる一般教養）の担当者はおらず、看護大学の専任教員が兼任している。（教員一覧 資料 3-1）

また、本学が求める教員像については、短期大学設置基準第 23 条で規定されている職位毎の要件を踏まえ、規程を定めている（日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程 資料 3-2）。

介護福祉学科における教員像及び教員組織の編成方針は次のように定めている。

赤十字領域においては、赤十字の知識を教授できる教員を配置している。「赤十字概論」は併設の看護大学の教員が担当し、赤十字に関連する資格を与える科目である「赤十字救命救急法」「幼児安全法」「家庭看護法」の 3 科目については、日本赤十字社が実施している指導者講習を受講した本学科教員及び非常勤講師が担当し、「災害福祉論」の主担当は本学科教員である。また、「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の 3 領域については、介護福祉士養成の資格要件（資料 3-3）を満たす教員で構成する方針である。

#### (2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学科は、介護福祉士養成を主たる目的としており、介護福祉士養成の指定規則に準拠し、介護領域、こころとからだのしくみ領域、人間と社会領域、それぞれにおいて、専門的知識を持った専任教員組織を構成している。専任教員の領域別内訳は、介護領域 5 名（全員が介護福祉士）、こころとからだのしくみ領域 3 名（医師 1 名、看護師 2 名）、人間と社会領域 1 名となっている。また、この 3 領域では領域責任者を置くこととなっており、厚生労働省が定める資格要件を満たした教員をそれぞれ 1 名ずつ配置している。また、本学独自の赤十字領域では、看護大学教員 1 名が兼務している。

また、職階は、教授 3 名、准教授 1 名、講師 2 名、助教 3 名で構成され、専任教員の年齢構成は、31～40 歳が 3 名、41～50 歳が 3 名、51～60 歳が 1 名、61～70 歳が 2 名であり、

バランスがとれた人員構成となっている。

介護福祉士養成における実習は、講義や学内演習との統合という観点からその意義が大きい。また、介護実習は、福祉関係施設・事業所へ委託していることから、実習依頼先との連携や調整が重要となっている。このことから、本学では学科内に実習委員会を独立して設置し、実習計画全体に関する事項、実習後の報告会の企画・運営に関する事項、実習指導者会議に関する事項、実習マニュアルに関する事項、実習先等との連携全般に関する事項等を所管している。実習委員会からの提案は、学科教員会議で審議され決定される。実習委員会のメンバーは委員長と委員2名で構成されている（介護福祉学科委員会組織及び構成員 資料3-4-1、各委員会の役割・執行事項 資料3-4-2）。

### （3）教員の募集・採用・昇格等を適切に行っているか。

教員の選考は、教員に欠員が生ずるとき、増員するとき、昇任が必要と認められるときのいずれかに該当するときに、「日本赤十字秋田短期大学教員選考規程」（資料3-5-1）、「日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程（資料3-2）」に則って行われる。

学長又は学科長は、教員の採用又は昇任の必要があると認めるときは、選考すべき教員の所属専攻と職位を提示し、教授会に教員の選考を請求する。教員の採用に係る候補者の選考は、原則として学内外から公募する。また、学長又は学科長が適当であると認める者については、経営会議の承認を得て候補者として行うことができる。

教員の選考は、教員選考基準に基づき経営会議の議を経て学長が行うこととなっている。教授会は、教員選考の請求を受理したときは速やかに教員選考委員会を設置する。委員会は、学科長及び、教授会の承認を得て学長が指名する教授3名で構成し、委員の任期は当該選挙が終了するまでとしている。選考委員会は、人格、学歴、職歴、教育・研究上の業績及び社会活動の実績等に基づいて検討し、教員選考結果報告書を作成する。経営会議は、教員選考委員会からの報告に基づき無記名投票にて投票数の3分の2以上の得票をもって決する。（教員選考規程第9条）その結果は教授会で報告される。

平成24年度は、必要教員数が充足されていることから教員の採用はなかった。また、昇任もなかった。

### （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質向上のための方策としては、教育研究環境の確保、研究費の配分はもとより、学長が直轄する研究センターが、FDを担当しており、SDも考慮に入れて、毎月第3木曜日の15:00より定例のFD/SD研修会を行い、教員と職員の資質の向上に努めている（研究センター議事録 資料3-6）。

短期大学教員のFDに関しては、併設の看護大学と共同で実施している。平成24年度には、特に大学における三つの方針を大学全体で共有するための見直しを計画し、平成24年はその1年目としてこれら方針の位置付けと意義に関する総論的な講演（参加率90%）と本学のDiploma Policy（DP）の検討（参加率80%）を行った。評価できる形のDPの作成には至らなかったが、大学院、大学、短期大学の教員の教育に関する意識の高揚が図れた。更に、教育方法の研修としてポートフォリオに関する研修を2回開催し（参加率82%、73%）、介護福祉及び看護教育の中で近年急速に使用されるようになった教育方法論として

のポートフォリオの本来の意味とその使い方について、教育における省察の重要性と結びつけて学習をした（資料3-7）。

平成24年度のFD/SD研修会は11回（表1）を実施し、平均して教員の79.5%が出席した。教員の資質向上を目指して、毎年1名ずつ新人教員が他大学主催の研修会に参加している。

**表 1 2012年度FD/SD研修会の実績**

回数	月日	曜日	時間	テーマと内容	出席率
1	2012.4.19	木	60分	「大学理念とPBL」 森 美智子学長 ディスカッション	90%
2	5.17	木	60分	ワークショップ「日赤秋田の売りはこれだ！」	70%
3	6.21	木	120分	講演「DP,CP,APの開発と一貫性構築の進め方」 愛媛大学旧育企画室長 小林直人 教授	90%
4	7.19	木	90分	ワークショップ「DPを考える」 RefWorks 説明会	80%
8月は夏期休暇					
5	9.20	木	60分	文部科学研究費説明会 講演「赤十字の基礎知識」 井上忠男教授	80%
6	10.18	木	90分	ワールドカフェ「よき学びと授業アンケートを考える」	55%
7	11.15	木	60分	大学を取り巻く現状と8月10日の文科省実地調査 に関する補足説明 森 美智子学長 教育研究活動の展開について 溝口満子教授 大学職員として学び続けること 南部直気主査	82%
8	12.20	木	120分	外部講師研修会「教育力、仕事力をさらにアップ！ ここに役立つポートフォリオ」その1 鈴木敏恵講師	82%
9	2013.1.17	木	120分	外部講師研修会「教育力、仕事力をさらにアップ！ ここに役立つポートフォリオ」その2 鈴木敏恵講師	73%
10	2.21	木	60分	GP報告「介護実習の効果をあげる実習指導体制」 土室 修准教授 秋田県に見る福祉の原点 宮下正弘教授	91%
11	3.21	木	60分	老親と他出児の家族・援助関係を土台にした地域ケアシステム の構築に関する実践的研究 佐藤嘉夫教授 24年度 FD/SD研修会を振り返って 研究センター長	82%

### (5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか。

学生たちは併設の看護大学と共通の施設内で学習し、それに関わる教員も短大、大学共に赤十字の共通の理念の下に教育を行っている。短期大学と看護大学はそれぞれの教授会を運営し、研究・教育に関する活動を行っているが、毎月合同教授会を開催し、また、委員会活動、センター機構の活動も合同で実施している。短大と看護大学が、お互いの教育、研究の状況を把握し協力できるメリットがある。

教員の全てが委員会及びセンター機構の構成メンバーとなっている（平成 24 年度大学・大学院・短期大学経営会議関連・教授会関連委員会 資料 3-8）。委員会、センター機構は規程により役割が定められ、それぞれの任務を果たしている。学科内の教務委員会、学生委員会、実習委員会は大学と合同で運営されている委員会と連動するよう教員を配置している。学科内での様々な提案や意見等は、教員会議で議論し、共有され、各委員会やセンターの活動を通して大学運営の実際に反映されている。

看護大学との教育面での人的交流は、すでに述べた科目担当のほか、短期大学の教員が看護大学の社会福祉概論、地域リハビリテーション、赤十字家庭看護法の科目を担当している。

## 2. 点検・評価

教員・教員組織では、教員組織のあり方が研究活動や教育・教授能力等、質の向上につながっているか、という観点から評価する。

本学の教員組織の編成方針は、短期大学設置基準に準拠して、本学教員選考規程及び教員選考基準に定められており、概ねそれに従った適切な教員の採用・昇格が行われている。

FD/SD 研修会は定期的に開催しており、全体的には参加率も高く、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。併設の看護大学とは、教授会、センター機構が合同で運営され、全ての学科教員は何らかの委員会、センター機構のメンバーとして所属し、大学教員と連携し活動を行っている。

### ① 効果が上がっている事項

ア. 教授会傘下の各委員会やセンター機構では、看護大学及び本学それぞれの独自性を発揮しながら、情報共有や学生を育成する方向性を確認し合う等議論する機会となっている。今後も併設大学との連携を密にし、教育・研究の更なる向上を図ることが必要である。

イ. FD/SD 研修会は定期的に開催され、ほぼ月 1 回と回数も多く、全体的には参加率も高く、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。

FD/SD 研修会の評価としては以下の点が挙げられる。

- ・教員の持っている研究内容、方法の違いを知ったことによる研究意欲の刺激
- ・従来までとは異なる参加型の FD による、大学と短期大学の教員の積極的な交流が図れた。
- ・DP に関する最終的な成果物は得られなかったが、大学人として教員が考えるべき 3 つの方針に関する意識は高揚した。

### ② 改善すべき事項

ア. 研究分野では、研究活動、学会発表、研究センターとの連携にて研究能力を高める

等、それぞれの研究活動を充実させ、専門分野を深化させることが求められる。これには、教員の年間研究計画書をどのように扱い、研究の深化につなげるかを研究センター等で早期に検討する必要がある。

イ. 教育・教授能力や教員としての資質等、教員像が明確にされておらず、教員評価システムの未整備にもつながっている。今後は教員像や教員評価システムに関する具体的な検討と将来を見据えた人事計画が必要である。

ウ. 教員の満足度や要求等を把握し、民主的な大学運営のためには教員調査をすることも必要である。

### 3. 根拠資料

3-1 教員一覧

3-2 日本赤十字秋田短期大学教員選考基準に関する規程

3-3 厚生労働省『介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』Ⅱ-①教員に係る基準の見直しの基本的考え方「専任教員の役割と資格」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei02.pdf>

3-4-1 平成 24 年度介護福祉学科委員会組織及び構成員

3-4-2 平成 24 年度介護福祉学科各委員会の役割・執行事項

3-5-1 日本赤十字秋田短期大学教員選考規程

3-5-2 教員の任期に関する規程

3-6 平成 24 年度研究センター議事録

3-7 平成 24 年度学内 FD/SD 研修会（既出 資料 1-15）

3-8 平成 24 年度大学・大学院・短期大学経営会議関連・教授会関連委員会

## 【基準 4】 教育内容・方法・成果

### ・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

本学では、建学の精神に基づき、教育目的、教育目標を定め、教育目標に沿って教育課程を編成している。また、教育課程に沿って、所定の単位を修得し、卒業要件を満たした学生に、短期大学士の学位を授与している。学位授与方針に関しては、卒業時到達目標の評価については、定性的評価の策定段階で明文化されていない。現在は、卒業までに所定の単位を修得した場合は、教育目標を獲得したものと認め、短期大学士の学位を授与している。

介護福祉学科では、介護福祉に関する知識を学び、深く専門の学術を研究することで、知性、道徳及び応用力をもち、幅広く社会で活躍できる実践能力をもった介護福祉専門職の育成をし、あわせて、介護福祉学の発展に寄与する人材の養成を目的としている（学則第 1 条 資料 4(1)-1）。これを踏まえ、教育目標を次の通りとしている。

本学の教育目標（学則第 5 条）

- 1 赤十字の人道の理念を实践できる介護福祉人材を育成する
- 2 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を養う
- 3 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育成
- 4 介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う
- 5 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、ほかの専門職と協働活動し得る能力を養う
- 6 常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会貢献できる能力を養う

具体的な学位授与要件は、修業年限と取得単位からなっており、修業年限は2年（在学期間は4年を超えることはできない）（学則第6条）、卒業に必要な総単位数は、80単位以上となっている（学則第34条2）。また、教育課程の領域別に「卒業に必要な単位数」が示され、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域の3つの領域では、それぞれ3単位、14単位、20単位となっている（学則第22条2に基づく別表第1）。

卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行い（学則第34条3）、本学を卒業した者に対して、学長が短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する（第37条）こととなっている。

教育課程、卒業に必要な単位数、学位規程は、学生便覧（資料4(1)-2）（p8, pp. 30-31）に明示し、学内外に公表している。卒業に必要な単位数、教育課程に関しては、ホームページ（資料4(1)-3）でも明示している。

## （2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### 1）教育課程の編成、実施方針の策定と明示方法

本学では、平成21年度カリキュラム改正の際に、教育目的・目標を見直し現在に至っている。現行の教育目標は、建学の精神・理念に沿って、厚生労働省が示す介護福祉士養成課程卒業時の到達目標と、それまでの本学における教育目標を照らし合わせて見直しを行い、それを踏まえて、領域毎に以下の内容で編成した（学則第22条 資料4(1)-4、学生便覧p7 資料4(1)-5）。

- ① 赤十字領域は、赤十字の基本原則を基調とした介護福祉士の育成を目指し、その知識と実践能力を修得できる教育内容で編成している。
- ② 人間と社会の領域は、介護を学ぶための基礎とし、介護福祉の価値理念である人権尊重への理解を深め、幅広い教養を身につけることを目的として編成している。
- ③ こころとからだのしくみの領域は、多職種協働や適切な介護を提供するための根拠となる関連領域を学ぶことを目的として編成している。
- ④ 介護の領域は、介護福祉の理念を基盤とし、生活を支援するために必要な介護福祉士としての専門的知識や技術、態度を修得できる教育内容で編成している。

教育目標に基づき、このように教育課程を編成しているが、教育課程の編成方針や学修過程（プロセス）の発展に合わせたカリキュラムの展開・組み立て方針（CP）の検証と明文化は、今後の検討課題である。現在手がけているのは教育目標と上記の編成内容とカリキュラムの整合性をカリキュラムマップで検証することである。

### 2）教育目標、学位授与方針と教育課程の編成、実施方針の策定との整合性

教育目標である「基礎教養と深い専門性の追求、実践力を備えた介護専門職の養成」に基づき作成した教育課程を単位取得・修了することを学位の授与の基本として、主要な教養科目による教養教育と、専門科目としての介護福祉士の教育課程で、教育課程を編成し

ている。これらの科目は学生の学習による成長を勘案した講義・演習・実習の組み合わせによる効果的な実施方法を策定しており、整合性を持たせている。

### **(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。**

教育目標、学位授与、教育課程の編成に関しては、ホームページ（資料 4(1)-6）及び学校案内（資料 4(1)-7）に掲載しており、学内外に公表している。

学生に対しては、4月に学生便覧を全学生に配布し、学年別のガイダンス（資料 4(1)-8）で教員が説明している。履修相談に関する組織的な体制は確立していないが、履修登録期間中に全教員が相談に応じることが可能であることをガイダンスで案内している。

高校生等の受験生に対しては、毎年、オープンキャンパス（資料 4(1)-9）を開催しており、学科の教育内容として、教育目標、教育課程の編成等について教員が説明をしている。

更に、高校生を対象とした進路説明会・相談会や秋田県内高等学校進路担当教師を対象とした学生募集説明会において、教育内容を説明し周知に努めている。

教員に対しては、学生便覧を配布するとともに、4月の学年別ガイダンスに全教員が出席することで、全教員の周知を図っている。

### **(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

教育目標や学位授与方針、教育課程の編成、実施方針等の適切性について、随時見直しを行っている。

教務委員会規程（資料 4(1)-10）には、審議事項として「教育課程の編成及び実施に関する事項」があり（規程第 4 条（1））、教務委員会が作業を進めている。結果は、月 1 回開催の教員会議に提案し、審議を行っている。

カリキュラム改正時には、教育目的、教育目標の見直しを行い、改正される教科目との整合性について検討している。平成 8（1996）年の開学以降、社会の情勢に応じ、教育課程を改定してきた。平成 21（2009）年度からは、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」に基づき、新たな教育課程を実施し現在に至っている。

平成 23 年には「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」により、新たに「医療的ケア」の教育が義務付けられた。医療的ケアは、平成 26 年度以降の入学生から実施予定であり、平成 24 年度から具体的な検討に入っている。

## **2. 点検・評価**

教育理念・目的に掲げる赤十字の「人道」の理念の実践、介護福祉士としての専門性、社会に貢献できる能力を養うこと等、教育目標との整合性は図られている。

また、教育目標達成のために、教育課程を「赤十字」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の 4 領域に編成し目的を明確に示している。しかし、PDCA サイクルとして、建学の精神・教育目的・育成する人材、教育目標・教育プログラム・到達目標達成の確認方法・GPA マップ・卒業評価、授業科目学習目標・授業プログラム・単位（教育方法の改善）・成績評価（教育力の充実）の一貫性や質の向上を課題にしている。

## (1) 効果が上がっている事項

### ①実習教育

本学における実習は、厚生労働省が指定する介護実習Ⅰ及び介護実習Ⅱに区分して実施している。

実習教育では、実習前の介護総合演習（実習前学習、実習施設オリエンテーション、事前打ち合わせ）、介護現場での実習体験（実習段階毎の学習課題に沿った展開）、実習後の介護総合演習（実習のまとめ、報告会、個人面談）という一連のプロセスを踏んでいく。これらは、6回にわたる実習全てにおいて共通の事項であり、講義、演習、実習（実践）がサイクルとして連動するように工夫したものである。これは、教育目標に掲げる、学び、科学的判断力を高め、人道や倫理、技術を修得し、身につけ、高い問題解決能力や実践力を養うということを具体的に示したものである（授業要綱 資料4(1)-11）（pp. 49-58）。

### ②災害教育

平成21年度カリキュラム改正の際に、災害福祉論を必修科目として新設した。全国的に見ても、科目として設定している介護福祉士養成校は見当たらず、本学の特徴ある教育の一つとなっている。自然災害に特化して、介護福祉士が日常的に関わる高齢者や障害者等の災害時要援護者への支援を具体的に考え、実践できる能力を習得するための科目として設定している（授業要綱 資料4(1)-11）（p7）。

## (2) 改善すべき事項

教育課程の編成方針を明確に文章化することの検討を早急に実施することが必要である。また、学位規程に基づき学位授与の方法は明確であるが、学位授与方針が明文化されておらず検討が必要である。同様に、個々の授業の目的・目標として、到達すべき学習内容は明示されているが、卒業時に到達すべき水準が明確ではないので、早急にDPの検討を行う必要がある。

## 3. 根拠資料

- 4(1)-1 日本赤十字秋田短期大学 学則（既出 資料1-1）
- 4(1)-2 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成24年度（既出 資料1-2）
- 4(1)-3 日本赤十字秋田短期大学ホームページ <http://www.rcakita.ac.jp/>（既出 資料1-6）
- 4(1)-4 日本赤十字秋田短期大学 学則（既出 資料1-1）
- 4(1)-5 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成24年度（p7）（既出 資料1-2）
- 4(1)-6 日本赤十字秋田短期大学ホームページ <http://www.rcakita.ac.jp/>  
（既出 資料1-6）
- 4(1)-7 学校案内パンフレット 平成25年度版（p4, p22, p25）（既出 資料1-3）
- 4(1)-8 介護福祉学科ガイダンス日程（第16期生, 第17期生）（既出 資料1-7）
- 4(1)-9 平成24年度オープンキャンパス資料（第1回, 第2回, 第3回）（既出 資料1-5）
- 4(1)-10 日本赤十字秋田短期大学教務委員会規程
- 4(1)-11 平成24年度授業要綱

## ・教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

(日本赤十字秋田短期大学学則 資料4(2)-1 学生便覧 資料4(2)-2)

##### 1) 実施方針に基づいた教育課程の体系的編成と適切性

教育目標に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているが、教育課程の編成、実施方針は明文化されていない。

教育課程は、赤十字領域、人間と社会領域、こころとからだのしくみ領域、介護領域で構成している(学則第22条)。

赤十字領域は、赤十字の基本原則を基調とした介護福祉士として、社会的責任・地域社会に対する関わりを理解するものである。授業科目としては、1年次で赤十字概論、2年次で救命救急活動論、家庭看護法、幼児安全法、災害福祉論が開設されている(学則第22条2別表第1:教育課程)。

人間と社会領域は、介護の基盤となる教養や倫理的態度に関する基本的内容を学ぶ領域である。1年次では、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション、社会と制度の理解、英語Ⅰ、研究概説、ボランティア活動論、社会学が、2年次では、ゼミナール、英語Ⅱ、情報科学、音楽、法学、地域福祉論、レクリエーション活動援助法Ⅱが、1年次から2年次にまたがって、レクリエーション活動援助法Ⅰが、また2年間を通じて、教養科目が開講されている。

こころとからだのしくみ領域は、他職種協働、適切な介護提供に必要な根拠を、具体的に学ぶ領域である。全て1年次に開講しており、発達と老化の理解Ⅰ～Ⅱ、認知症の理解Ⅰ～Ⅱ、障害の理解Ⅰ～Ⅱ、こころとからだのしくみⅠ～Ⅲが配置されている。

介護領域は、利用者の尊厳の保持や自立支援の考え方を踏まえ、福祉利用者の生活支援を学ぶ領域である。1年次では、介護の基本Ⅰ～Ⅱ、介護の基本Ⅳ、コミュニケーション技術Ⅰ～Ⅱ、生活支援技術Ⅰ～Ⅳ、介護過程Ⅰ、介護総合演習Ⅰ、介護実習Ⅰ-A、介護実習Ⅰ-B、2年次では、介護の基本Ⅲ、生活支援技術Ⅴ～Ⅶ、介護過程Ⅱ、介護総合演習Ⅱ～Ⅳ、介護実習Ⅰ-C、介護実習Ⅰ-D、介護実習Ⅱ-1、介護実習Ⅱ-2が配置されている。

##### 2) 授業科目の開設状況と適切性

教育課程には、授業科目の開講年次を明示している。

介護福祉士養成における教育課程等の見直しにおいて、厚生労働省は、「人間と社会」の領域及び「こころとからだのしくみ」の領域は、「介護」の領域をバックアップする領域と位置付けている。このことから、「人間と社会」、「こころとからだのしくみ」が「介護」にできるだけ先行するよう、科目開設時期を、1年次前期・後期、2年次前期・後期へと順序性に配慮し、段階的に学習の習熟度を深めることができるよう、授業科目を設置している。平成21年度以降、順序性に関する検討を行い、生活支援技術の一部を変更して現在に至っている。

実習については、1年次後期では、介護実習Ⅰ-A(実習期間5日間)、Ⅰ-B(同5日間)

を行い、2年次では、前期で、介護実習Ⅱ-1（同15日間）、介護実習Ⅰ-C（同5日間）、Ⅰ-D（同5日間）を実施している。また、後期では、介護実習Ⅱ-2（同20日間）を行っている。介護実習Ⅱ-1では、介護過程の計画、立案を行い、介護実習Ⅱ-2では、介護過程の計画、立案、実施、評価まで行う（授業要綱）。また、介護実習Ⅰ及びⅡを履修できる条件を規定している（単位認定及び成績管理に関する規程 資料4(2)-3、介護実習マニュアル 資料4(2)-4）。

また実習教育では、実習計画、実習後の振り返りと評価、課題提示、次の実習に向けた計画といった学びのサイクルをより確実なものにするために、実習記録や技術に関する指導等個別指導を重視した教育内容の組み立てを行っている。

### 3) 教育課程における量的配分の適切性、倫理を養う教育

開設の授業科目は、総単位数が95単位である。必修は78単位（82.1%）、選択は17単位（17.9%）である。卒業に必修な単位数は80単位である。

領域では、赤十字領域は必修3単位、選択3単位（卒業に必要な単位数3単位）、人間と社会領域は必修12単位、選択14単位（同14単位）、こころとからだのしくみ領域必修20単位（選択科目なし）、介護領域必修43単位（選択科目なし）からなる。

卒業に必修な単位数を領域別でみると、赤十字領域3単位（3.7%）、外国語2単位を含む人間と社会の領域14単位（17.5%）、こころとからだのしくみの領域20単位（25.0%）、介護の領域43単位（53.8%）からなる（学則第22条2別表第1：教育課程）。介護の領域が過半を占めるが、専門職養成課程としての縛りがあり、また開設総単位も95単位に上っており、ほかの領域の単位を増やすのには限界がある。量的配分としては、適切さに欠けるとも言えるが、創意は凝らしている。

倫理的態度を養う教育に関しては、教育目標4「介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う」と定めている。また、教育目標1「赤十字の人道の理念を实践できる介護福祉人材を育成する」とあり、赤十字の基本原則を学ぶことで、倫理的態度の涵養に努めている（学則第5条）。また、赤十字領域の「赤十字概論」では、赤十字の基本原則、赤十字人に求められる資質を学び、人間と社会領域の「人間の尊厳と自立」では、人間の尊厳と介護の関係を、介護領域の「介護の基本」では、介護の専門性と倫理、介護職に求められる倫理、介護の倫理的問題を学ぶのも、同様の趣旨である。

## **(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

### 1) 教育課程の編成、実施方針と教育内容との関連性

本学における教育課程は、短期大学設置基準第5条を踏まえ、赤十字の理念を基盤とした「赤十字」領域と、介護福祉士養成に関わる「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」領域の4領域で編成されている。

赤十字領域では、本学独自の赤十字科目及び教育内容を提供している。また、「こころとからだのしくみ（300時間）」「介護（1260時間）」は、厚生労働省が示す介護福祉士養成の基本的教育内容に準拠して教育内容を提供し、全てが必修科目となっている。「人間と社会」では、240時間と時間数が定められているが、そのうち120時間は大学独自で

設定することとなっている。本学では、教育目標と照らし合わせて、「英語」や研究的視点や研究能力を養う「研究概説」「ゼミナール」を必修科目として設定している。また、「情報科学」「ボランティア活動論」「音楽」「法学」「レクリエーション活動援助法」等の科目を選択科目として設定している。

## 2) 初年次教育、高大連携に配慮した教育内容の実施

入学前教育に関しては、推薦入学試験の合格者に対し、基礎的な理解力、読解力、表現力等を育成するため、入学手続き後に課題を提示している（平成 25 年度介護福祉学科学生募集要項 資料 4(2)-5）。提出された課題は学科長及び入試委員がポイントに沿って点検し、入学後、個別指導を行っている。平成 24 年度の対象者は 35 名であった。

1 年次生には、宿泊オリエンテーション合宿を 2 日間実施し、2 年次生や教員との交流を通して、大学生活に関するオリエンテーションを行うと同時に、本学での学びへの意欲の喚起を行っている（学生委員会 宿泊オリエンテーション合宿資料 資料 4(2)-6）。

入学後のリメデアル（remedial）教育は実施していないが、学科、学務課では、毎年年度初めに、円滑に学内生活を遂行できるよう、学内諸手続、カリキュラム、進路・学生生活、クラス運営等について、ガイダンスを行っている（教務委員会資料）。

平成 24 年度の高大連携授業は、科目名を「暮らしを創る介護福祉士の役割 ～「生きる」を支える人になる～」として実施し、高校生 26 名が参加した（大学コンソーシアムあきた理事会資料 資料 4(2)-7）。前期参加者は高校 3 年生が中心で、平成 24 年度受講者のうち本学に入学した学生は 11 名（42.3%）であった。

10 月以降はほとんどの 3 年生が志望校を決定している時期であることから、平成 24 年度後期は、1～2 年生の参加を期待し、介護への興味・関心を持つ機会になればというねらいから、福祉的なレクリエーションをテーマとして募集を行ったが希望者がなく、開講に至らなかった（大学コンソーシアムあきた高大連携授業資料 資料 4(2)-8）。

## 2. 点検・評価

介護福祉士養成の基本的教育内容、卒業時の到達目標に準拠しながら、必要な科目が設定されており、相応しい教育内容であると判断できる。現行の教育課程の枠組みについては、介護福祉士資格取得のための枠組みが中心となっていることから、大学教育における教養教育、専門教養教育、専門教育等への変更も視野に入れながら、平成 26 年度入学生からの新カリキュラムに向けた検討が行われ、教育目標に沿った体系化への工夫がなされている。

本学の教育課程の 4 領域のうち「人間と社会」では、240 時間のうち 120 時間は大学独自で設定することとなっている。しかし、必修科目・時間が大きな割合を占めており、介護福祉士の教育課程に相応しい教育内容と、学生の習熟度を勘案した段階を設定しているが、大学教育における、学習の主体的学びと自主性の担保という観点からは、選択科目数や教育科目・内容等について、教育目的・目標に沿って検証することが必要である。

### (1) 効果が上がっている事項

ア. 介護福祉士資格取得における科目設定となっているため、厚生労働省の指定規則に

準拠しており適切と判断できる。また、本学の特徴とする赤十字領域に関しては、建学の精神・理念に基づいて適切に開設されており、結果は学生の満足度にも反映されている。また、授業の順序性に配慮し、平成 21 年度以降一部変更を行い、段階的に学ぶことができるよう配慮している。

イ. 高大連携授業では、本学の認知度を高めることや、介護福祉に関する啓蒙と興味喚起の機会となっている。また、平成 24 年度は、高大連携授業受講者の 4 割強が本学の入学者であることから、志望校決定の参考にもなっていることがうかがわれ、今後とも継続して高校生が興味・関心を持てるよう、内容の充実を図る。

ウ. 倫理を養う教育については、教育目標 4（介護福祉の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う）と教育目標 1（赤十字の人道の理念を実践できる介護福祉人材を育成する）に基づき、「赤十字概論」、人間と社会領域の「人間の尊厳と自立」、介護領域の「介護の基本」等で、多面的かつ重層的な教育が出来ている。

エ. 「研究概説」では、研究の基礎知識を学び、「ゼミナール」では研究概説を基に学生の関心分野から研究テーマを設定し研究の一連のプロセスを学んでいく。学習の時期は研究概説が 1 年次後期、ゼミナールは 2 年次 4 月～12 月の期間であり、研究の基礎的知識や手法、プレゼンテーション方法等について 2 つの科目が連動して学べるユニークな科目設定となっている。

### (3) 改善すべき事項

ア. 本学としての教育課程編成の方針が明文化されていないことから文章化する必要がある。

イ. 教育課程における量的配分については、介護福祉士資格の取得のための科目が大半を占めることから、大学教育として求められる教養教育の観点から、介護福祉士養成という職業教育に特化することなく、本学科の教育目的、教育目標に沿ったものに修正、改善する方向で、検討を行っていく必要がある。

ウ. 初年次教育の一環として行っている、推薦入学試験の合格者に対する課題提出と個別指導については、一層の工夫と改善を図る。

## 3. 根拠資料

4(2)-1 日本赤十字秋田短期大学学則（既出 資料 1-1）

4(2)-2 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度 (pp. 7-8)（既出 資料 1-2）

4(2)-3 単位認定及び成績管理に関する規程

4(2)-4 介護実習マニュアル

4(2)-5 平成 25 年度介護福祉学科学生募集要項

4(2)-6 平成 24 年度新入生オリエンテーション合宿のしおり（既出 資料 1-8）

4(2)-7 大学コンソーシアムあきた理事会資料

4(2)-8 大学コンソーシアムあきた高大連携授業資料

## ・教育方法

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

教育目標の達成に向け、適切な授業形態（講義、演習、実習）を組織し、実施している。教育方法に関しては、本学ではFD/SD研修会を定期的を開催している。平成24年度は、「よき学びと授業アンケートを考えるワールドカフェ」と題し、授業改善に向けた研修会を開催した（FD/SD研修会資料 資料4(3)-1）。出席率は55%であった。また、授業の内容改善に向けて、前期、後期に学生による授業評価を行い、結果を教員に配布している。この結果は、教務委員会、教員会議で情報を共有し、学生指導の具体的方法に関する情報交換や今後の指導のあり方等について議論している。

本学では、前・後期ともに、授業終了後に学生による授業評価を行っている。

（授業評価 24年度前期 資料4(3)-2-1、24年度後期 資料4(3)-2-2）

授業評価は、5段階評価として「そう思う」5点、「ややそう思う」4点、「どちらともいえない」3点、「あまりそう思わない」2点、「そう思わない」1点として得点化している。

授業評価項目は10項目で構成され、最高5点、最低1点として評価される。学生の満足度に関して本学全体でみると、「この授業によって刺激を受け問題意識や関心が深まった」の項目が、平成24年度前期4.15、平成24年度後期4.42であった。また、「意欲を持ってこの授業に取り組んだ」の項目では、平成24年度前期4.17、平成24年度後期4.42であった。更に、「教員の熱意が感じられた」の項目では、平成24年度前期4.46、平成24年度後期4.61であった。

学習の意欲や主体性に関してみると、平成24年度は学科全体の傾向として、「わからないことは調べたり聞いたりした」の項目が、前期3.69、後期4.22であった。これは、ほかの項目と比較すると低い傾向にあり、特に、1年次生において低いことがわかる。1年次生の中には、勉強方法が身につけていない学生や、高校とは違った講義方法や課題等で学習方法がわからない学生等の状況があり、専任教員が中心となって個別に学習指導を行っている。

平成24年度の結果では、1年次よりも2年次になると得点が高い傾向を示している。また現2年次生について概観すると、1年次前期、後期、2年次前期と少しずつではあるが学期が進むにつれて得点が高くなっていくことがGPA分布からも言える。

教員には、学生からのコメントも含めて結果を配布しているが、授業改善は教員個々に委ねられている。

#### 1) 履修指導の適切性

##### (1) ガイダンス

学習指導を充実させるため、ガイダンスを年度初めに実施し、履修届の説明や方法について、指導や周知に努めている（教務委員会学科学年別ガイダンス次第・資料 資料4(3)-3）。また、履修登録期間や変更期間には、教員が個別に履修相談に応じている。

1年次生に対しては、掲示板の説明、学内諸手続、カウンセラーの紹介と講話、保健室

の利用方法、図書館の利用方法等について、学務課より説明を行う。また、学生の心構え、本学・本学科の特色、カリキュラムの編成や組み立て、単位の取り方・履修方法、シラバスの活用方法等について、学生便覧やシラバスを通して説明を行っている。更に、就職・進学状況、学生生活、クラス運営等について教員から説明が行われる。

2年次生に対しては、カリキュラムやゼミナールの展開、前年度の就職・進学状況の情報提供、就職活動、進路準備方法等を中心に説明がなされる。2年次生は、5月と10月に長期の実習を控えていること、就職・進学の準備を進める時期であること、ゼミナールにおける研究活動・論文完成の年度であること等、複数のことが重なり合うことから、計画的な学習について強調して説明している。以上のことは、ガイダンスで行うとともに、ゼミナール担当教員も個別指導を行っている。

履修登録後、見落としや間違い、変更点がないかを確認するため、前期、後期ともに履修科目の確認や訂正の時期を設けている（学生便覧 資料4(3)-4 (p44)）。

## (2) 学生支援アドバイザー制度

学生が抱える修学、健康及び生活上の諸問題、将来の目標に対する迷いや悩み等をともに考え、学生が自律的に解決するのを支援するために、学生支援アドバイザー制度を取り入れ、学年別にクラスアドバイザーを2名配置し、学生の個別相談に応じている。

## (3) 学生の個別指導

1年次生、2年次生ともに「1年間の過ごし方」（資料4(3)-5）について記入してもらい、後日行う個別面談に活用している。個別面談は、全教員が一人当たり学生5～6名を担当し、授業、実習、就職、日常生活等を中心に学生の状況を把握し、面談結果はその後の個別指導等に生かしている。

また、学科内の各委員会、ゼミナール担当教員等10名の教員がそれぞれの立場において個別相談にあたっている。その中で、特に学科として対応が必要と思われる内容については、教員会議で情報を共有し対応等協議している。平成24年度の履修指導に関する主な内容は、進路決定に関すること、講義出席に関すること、進路に対する迷いに関すること（退学者は4名）、実習に関すること（利用者とのコミュニケーション、介護計画、介護技術、記録）等多岐にわたっている（教務委員会議事録 資料4(3)-6）。

## (4) 学生懇談会（学生懇談会実施規程 資料4(3)-7）

学生懇談会は、学生懇談会規程第2条にその趣旨（目的）を「学生懇談会は、教職員と学生が、大学でのよりよい学びのために懇談する会である」と定めている。学生懇談会を開催するにあたっては、規程に則って教務委員会が企画し、学科教員会議に企画内容及び日程を諮り合意を得て実施している。

平成24年度から独自の取り組みとして、1年次生と2年次生による学年間交流を通して、学生が自ら学ぶことの意味を深めることを目的とした学生懇談会を年一回開催している。

学生のアンケート結果からも、1・2年次生合同の学生懇談会の実施は、概ね好評であった。1・2年次生合同の学生懇談会は、交流する中で自らの学びを深めるきっかけ作りの機会となったとも言える。

## 2) 授業形態、方法の適切性

実習にあたっては、実習の履修条件を設定し（単位認定及び成績管理に関する規程第4条 資料4(3)-8、学生便覧 資料4(3)-4 (p44)、実習マニュアル p2 資料4(3)-9）、入学時のオリエンテーション、各実習前の介護総合演習で学生全体への周知を図っている。また、学生個々が実習の履修要件を満たしているかの確認は、実習委員会、教務係の学科担当者が主に行っている。

実習前の介護総合演習（実習前学習、実習施設オリエンテーション、事前打ち合わせ）、介護現場での実習体験（実習段階毎の学習課題に沿った展開）、実習後の介護総合演習（実習のまとめ、報告会、個人面談）という一連のプロセスを踏んでいく。これらは、6回にわたる実習全てにおいて共通の事項であり、講義・演習、実習体験、講義・演習が連動して、実習全体の目的を達成できるよう、また、学生個々の成長につながるよう設定している。各実習終了後には、実習のまとめと自己の振り返りを学生一人ひとりが実習報告会で発表する機会を設けている。実習指導に関わる専任教員全員が共通認識を持ち、実習終了後の面接の際にも学生自身が達成度や次回の実習に向けた課題を確認できるよう、個別の対応を行っている。

このように、講義－演習－実習－演習－発表等の授業形態の工夫や、実習まとめ－発表等複数の学習方法を取り入れる等、多様な授業形態・方法を取り入れている。これらのことは学習効果を高めるものとなっている。それは、他方での、学生個々が持つ課題に対する、個別の、綿密な指導体制によっても、高められている。

本学では、全学的にボランティアの日を設け（平成24年度は5月2日 資料4(3)-10）、学生が関心をもったボランティア活動を実施している。その後、実施した内容や学んだこと等をレポートにまとめて提出し、ボランティアについて考える機会としている。1年次後期では、ボランティア活動の意義や役割、実践の歴史等について学び、個々の主体的行動に結びつけることができるよう、「ボランティア活動論」の科目を設定している。「ボランティア活動論」は選択科目（授業要綱 資料4(3)-11(p16))であり、平成24年度は、1年次生48名中21名が選択した。また、本学では、学外におけるボランティア活動を推進しており、ボランティア募集の案内・参加者募集・参加者の把握等、学科内学生委員会や入試・学生係を中心として行っている。以上のようにボランティア活動は、授業科目のみならず、学内行事や自主的実践活動と関連させながら奨励している。

## 3) 学生の主体性を促す学習方法

教育目標には、主体的な学習態度のもとで、豊かな人間性を養い、問題解決能力を身につけた人材を養成することが明記されている。

本学では、学生の主体性を促すため、少人数教育科目を配置し、実践している。

1年次後半の「研究概説」では、研究の基礎知識を学び、自らの関心分野について文献学習をしながらテーマを決定していく。2年次のゼミナールでは、「研究概説」で決定したテーマを基に研究が進められる。5～6名の学生に対し、教員1名が配置されている。ゼミナールへの配属及びゼミナールに関する計画は教務委員会で検討し、教員会議で審議・決定される。「ゼミナール」では、学生が決定したテーマについて、担当教員やゼミ

メンバーと意見交換をし、他者の意見も参考にしながらテーマを絞り込み、時には変更しながら研究に取り組んでいる（授業要綱 資料 4(3)-11(p13)）。

論文完成に困難を極める学生もいるが、教員のきめ細かい指導により、学生を強固にサポートしている。学習の成果は報告書にまとめられ、学生が、全学生や教職員に向けた発表を行っている。発表会では、司会進行、会場係、タイムキーパーを学生が務める等、学生の主体性で運営されている（授業要綱 資料 4(3)-11(p13)、ゼミナールレポート報告集資料 4(3)-12）。また、1年次生は、発表会の時期に、「研究概説」の講義をしている期間でもあり、発表会では、1年次生も聴講し、次年度に向けた準備につなげている。

実習教育の場面では、前述した、実習前の介護総合演習、介護現場での実習体験、実習後の介護総合演習という一連のプロセスの中で、学生は、独自の問題意識を持ち、自己の課題を明確にしながら、課題解決に向けた主体的な実習へと結びつけている。介護総合演習では、実習の振り返りとして、個別、小グループで、実習で習得した知識、技術、体験等を包括的にまとめ、実習報告会で発表している。

また、生活支援技術は演習科目で、介護福祉士として求められる技術を習得し、介護現場で必要とされる実践的能力を高めることが目的であるが、実習室は平日、土曜日が開放されており、学生自ら生活支援技術の習得ために活用できるよう配慮している。学生は、授業後の復習や、実習前実技試験の練習、実習前後の技術確認のために、実習室を活用している。また、実習室使用の際の留意事項を掲げ、使用後の確認や掃除等自主的に環境整備に努めている。

実習報告会、ゼミナール発表会、災害福祉論発表会等、発表会や報告会等において学生が司会や会場係等、会の運営を主体的に進めるよう配慮している

## （2）シラバスに基づいて授業を展開しているか。（授業要綱 資料 4(3)-11）

授業は、シラバスが基本となる。非常勤講師を含む全ての授業担当者に周知を図り、同一の様式を用いて記入している。提出されたシラバスの確認は学務課が担当し、やむを得ず年度末までに提出できなかった場合は講義開始までに提出するよう依頼している。

### 1) シラバスの内容と項目の充実

シラバスの項目や様式等については教務委員会で毎年度検討し、教授会で決定している。

シラバスには、授業科目、開講時期、単位数（時間）、必修と選択の区別、授業担当者、担当教員所属と研究室、授業の目的・目標、主な授業内容、成績評価方法、テキスト、参考文献、履修にあたっての留意点、備考を明記している。教員は、担当科目の開始時に説明している。

シラバスは、年度初めに全学生、全教員に配布している。また、ホームページ（資料 4(3)-13）で公開しており、常時閲覧が可能である。

### 2) 授業内容とシラバスの整合性

授業評価（資料 4(3)-14）には、「シラバスに沿って授業が行われた」項目があり、科目別の評価結果で授業内容とシラバスの整合性を確認できる。

平成 24 年度授業評価集計結果表によれば、最高 5 点、最低 1 点で評価された学科全体の平均は、前期 4.28（1年次生 4.25、2年次生 4.46）、後期 4.58（1年次生 4.57、2年次生 4.59）であった。

### (3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

学則（資料4(3)-15） 学生便覧（資料4(3)-4(pp.46-50)）

成績評価及び単位認定、成績評価基準は、学生便覧に記載し、学生に周知している。成績評価の方法は、教員が試験・レポート・提出物等の学習成果、出席状況等を考慮しつつ、判定している。最終的には、教授会で審議し、認定の手続きをしている。

#### 1) 成績評価方法及び成績評価基準の明示

学則第29条（学修の評価）「授業科目の成績評価は、A、B、C、Dで表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする」とし、学生便覧に明示している。

学則第24条（単位の認定）、「各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える。2.各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす」とし、学生便覧に明示している。

学則第24条に基づき、「単位認定及び成績管理に関する規程」を設け、必要な事項を定める。同規程に、「成績は、A、B、C、Dの4種の評語をもって表す」、「成績は評価点を100点満点としたときは、100～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59点以下をDと読み替える」と明示している。

また総合評価システムとして、GPA制度を導入している。評語Aは3ポイント、Bは2ポイント、Cは1ポイント、Dは0ポイントとする。GPAの通知は、修得単位通知書に付記する。成績証明書、学籍簿には記載しない（学生便覧）。平成24年度のGPAの平均は、1年次生2.28（平成24年度末退学者2名含む）、2年次生2.25であった。

GPAが低い学生は、基礎学力が乏しい、実習現場において記録や利用者との関わりや支援技術の実際等において課題を持っている等の傾向が見られ、教員会議において情報を共有し課題解決の方策を協議することによって、個別指導へと生かすようにしている。

#### 2) 公平性とその適切性

単位の認定を受けるには履修する授業科目を登録し、その授業に出席して一定水準以上の学業成績をおさめ、授業担当者による履修認定を受ける必要がある（単位認定及び成績管理に関する規程 資料4(3)-8）。

出席時間数が、講義、演習科目では授業時間数の3分の2、介護実習は5分の4に満たない場合は試験を受けることができない。

定期試験の結果、不合格になった場合、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。また、病気、忌引き等、やむを得ない事情で試験を受験できなかった場合は、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、追試験を行うことができる。

実習では、基準の成績に達しない場合、本人の願い出により、授業担当者が必要と認めた場合、補習実習を行うことができる。また、病気、忌引き等、やむを得ない事情で介護実習を欠席し、所定の時間数が不足する場合、実習の担当教員が必要と認めた場合、補充実習を行うことができる。

追試験・補習実習及び再試験・補習実習は、学則（資料4(3)-15）第33条（追試験及び再試験）、また、単位認定及び成績管理に関する規程（資料4(3)-8）第7条、第8条に明示している。

以上のことから、成績評価の客観性と公平性は保たれていると評価できる。

### 3) 単位認定の適切性

学則（資料4(3)-15）第24条（単位の認定）に「各授業科目を履修し試験に合格した者には、学長は認定のうえ単位を与える」とある。個々の教員の成績評価を基にした単位認定は、教務委員会に諮り、教授会の議を経て決定する（単位認定及び成績管理に関する規程 資料4(3)-8）。

### 4) 既修得単位認定の適切性

学則（資料4(3)-15）第28条（入学前の既修得単位等の認定）第1項において、「本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定されている。また、同条第3項において、入学前の既修得単位の認定は、他学における授業科目について修得し、本学の単位としてみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとするのが規定されている。

## 2. 点検・評価

教育効果を上げるための授業形態・授業方法の適切性及び、学生の学習意欲を促す学習指導の適切性の観点から評価すると以下の点が挙げられた。

### (1) 効果が上がっている事項

#### ①学生の修学指導

##### ア. 教員会議における指導協議

学生個々の課題については、ゼミ担当教員、クラスアドバイザー、学生委員会等の教員が、それぞれの課題に応じた個別の対応を行っている。本学では、月1回開催される教員会議において学生の情報交換や協議を行っている。学生の修学指導という観点から、1年次生、2年次生それぞれの全体的な課題や現況はクラスアドバイザーから情報提供がなされ意見交換する。また、個別の課題については、学生個々の状況を把握している教員から検討事項として提案され、対応について協議される。必要時、保護者への連絡や面談等を通して、学科教員の共通認識の下に課題解決に向けた対応ができていると思われる（教員会議議事録 資料4(3)-16）。

##### イ. 個別面談にもとづく指導

年度初め、ガイダンス時に提出する「1年間の過ごし方」は、後日行う個別面談に活用している。内容は、2学年共通の項目としては、学習全般について、実習について、日常生活についてである。2年次生については、更に進路について、を追加している。これらの記述を基に、教員一人が学生5～6名を担当し、夏季休業前をめどに面接を実施している。この面接を通して、学生の悩み、不安、抱えている課題、大学に対する意見や希望等について知る機会となっている。また、この面談で解決が難しいと思われる内容については、教員会議でほかの教員の意見を参考にしながら、再度学生と面談することもあり、その後の学習、大学生活、実習姿勢の改善へとつながっている。記録された物は、クラスアドバイザーが保管する。

ウ.本学で取り入れている、学生支援アドバイザー制度は、クラス全体の窓口、調整役を担っている。必要時、学科内の各委員会、ゼミナール担当教員等と連携しながら、また、教員会議で情報の共有や意見交換等を行い、問題解決に向けて検討を重ねており、組織的に機能していると考えている。

エ. 学生懇談会は、その趣旨（目的）の下に、学年間の交流及び、自ら学ぶことの意味を深めることができたと考える。学生懇談会のアンケート結果から、同じ学習をしている者同士が意見を交換し合うことにより、自己の学習を進めるにあたっての課題の明確化や学びの振り返りを主体的に考えて行うことができたことがわかる。このことから、学生懇談会は、学生が主体的に学ぶという学生の「学ぶ力」を涵養する一助となった。

学生懇談会は9月に設定しており、1年次生、2年次生ともに実習開始前という時期である。このようなタイミングで実施することは、気持ちを新たにさせるきっかけともなり、相応しい時期であると考えている。

### ②多様な授業形態・方法と学びの連続性がもたらす教育効果

ア.実習教育における、実習前の講義・演習、介護現場での実習体験、実習後の介護総合演習という一連のプロセスは、2年間にわたる6回の実習全てで行われ、実習全体の目的達成や学生個々の成長につながるよう設定している。

また、各実習終了後の実習報告会では、学生一人ひとりが実習の学びと自己の課題を発表する機会を設けている。実習報告会、担当教員との実習後の面接、実習前の打ち合わせで行う自己の課題の確認は、前回の実習から次回の実習へと連続し、学生が自己の成長を確認でき、学習の達成感にもつながっている。

イ.全学的に実施している「ボランティアの日」「ボランティア活動論」の科目設定、「学外におけるボランティア活動」は、学内行事や授業科目、自主的実践活動等と関連させながら行うことで、様々な場面でボランティア活動について考える機会となり、ボランティア活動への関心をより喚起することにつながっている。

### ③ 生の主体的な学びと教員の関わり

研究概説で基礎を学び、主体的に文献検索や資料の収集等行った上で、自己の関心分野でテーマを決定し、教員との関わりを深めながら展開していく。また、論文作成にあたっては、困難を極める事柄も多いが、教員の関わりによって徐々に完成を見ていく。このことが達成感につながり、次のステップへつながることから、今後、更に学生の資質を踏まえながら、教員が密に関わる必要がある（ゼミナールレポート報告集 資料4(3)-12）。

## (2) 改善すべき事項

①「災害福祉論」は、講義から紙上演習、発表会と発展させながら、学生が主体的に取り組んでいる（災害福祉論演習報告集 資料4(3)-17）。授業時期は、2年次4月～12月の設定となっているが、実習時期と重なるために、実際には4～7月の期間で講義、11月～1月の期間で演習を実施している。このように授業が連続して行われ

ず、一時中断する状況であり、改善に向けた検証をしていく。

- ②GPA 制度に基づいて結果を学生に通知している。GPA が低い学生には科目担当教員や、内容によってはクラスアドバイザーが個別に対応している。GPA の基準や活用方針等を学科として明確にする必要がある。
- ③授業の評価を実施しているが、評価結果に対する対応は、個々の教員に委ねられており、対応に差がみられる。このことから、授業改善に対する教員個々の具体策を明確にする必要がある。
- ④授業評価の結果について、「質問したり調べたりした」項目が学科全体的に低い傾向にある。特に1年次前期では低い傾向にあることから、入学後のガイダンスや授業の中で、学習方法の確認・指導を強化していくことが必要である。
- ⑤学習評価は、学生が自己評価をした上で、実習施設指導者が評価をする。それを基に最終的には大学担当教員が実習の認定評価を行っている。評価基準に則って評価を実施しているが、評価の妥当性について、施設指導者と担当の専任教員が十分協議する等して、検証を行っていく必要がある。
- ⑥本学では、「ボランティアの日」を設け、全学的な取り組みを行う中で、ボランティア精神の啓蒙と実践の奨励をしている。ボランティア活動は自発的実践活動であり、学生個々に見ると、多くのボランティア活動に参加し学びを得ている学生もいるが、全体的には更に推進していく必要がある。今までのボランティア活動の実践から検証を行い、地域交流センターとの連携や教育内容・方法を検討すること等が必要と思われる。

### 3. 根拠資料

- 4(3)-1 平成24年度FD/S D研修会資料「よき学びと授業アンケートを考えるワールドカフェ」
- 4(3)-2-1 平成24年度前期授業評価集計結果表
- 4(3)-2-2 平成24年度後期授業評価集計結果表
- 4(3)-3 介護福祉学科ガイダンス日程(第16期生, 第17期生) (既出 資料1-7)
- 4(3)-4 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成24年度 (既出 資料1-2)
- 4(3)-5 「1年間の過ごし方」記入用紙
- 4(3)-6 平成24年度教務委員会議事録
- 4(3)-7 学生懇談会実施規程
- 4(3)-8 単位認定及び成績管理に関する規程 (既出 資料4(2)-3)
- 4(3)-9 介護実習マニュアル (既出 資料4(2)-4)
- 4(3)-10 「ボランティアの日」資料 (既出 資料1-11)
- 4(3)-11 平成24年度授業要綱 (既出 資料4(1)-11)
- 4(3)-12 平成24年度ゼミナールレポート報告集
- 4(3)-13 日本赤十字秋田短期大学ホームページ 平成24年度開設科目一覧  
[http://currentd.sdh.jp/wp-content/uploads/Syllabus2012\\_tannkidaigaku.pdf](http://currentd.sdh.jp/wp-content/uploads/Syllabus2012_tannkidaigaku.pdf)
- 4(3)-14 授業評価(講義・演習に関する調査)

- 4(3)-15 日本赤十字秋田短期大学学則（既出 資料 1-1）
- 4(3)-16 平成 24 年度教員会議議事録（既出 資料 1-19）
- 4(3)-17 平成 24 年度災害福祉論演習報告集

## ・成果

### 1. 現状の説明

#### （1）教育目標に沿った成果が上がっているか。

本学では、教育目標に沿って教育課程を編成しているが、退学・停学・休学等の離学率の低さ、介護福祉士養成施設協会が実施する「卒業時共通試験」（資料 4(4)-1）の結果、就職率の高さ等からわかるように、教育が一定の成果を上げていることが確認できる。しかし、介護福祉士教育に限ってみても、コミュニケーション能力、問題解決力等は、試験だけで測れるものではない。そのため、正規の授業だけでなく、地域や社会との関わりから、人間としての学びを深められるよう、ボランティア活動を奨励している。

#### 1) 学習成果及び目標達成度を測定する方法と適切性

学生の学習効果の測定方法は、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験等がある。担当教員や授業形態で異なり、授業終了後、或いは不定期に行われる（単位認定及び成績管理に関する規程 資料 4(4)-2）。

介護実習では、実習施設の指導者が、介護実習評価表に基づく評価を行い、最終的に実習担当教員が評価を行う（介護実習マニュアル資料 4(4)-3）。

ゼミナールでは、学生のゼミナール自己評価表を参考に、全教員がゼミナール評価表を用いて評価を行う。ゼミナールでは、全教員が共通の評価基準に基づく評価表を用い、公正かつ適切に評価を行っている。最優秀賞、優秀賞、努力賞、プレゼンテーション賞を設けているが、全教員の投票と審査によって、教務委員会が決定している。平成 24 年度は優秀賞 2 名、努力賞 1 名、プレゼンテーション賞 2 名、最優秀賞の該当者はいなかった（ゼミナールレポート報告集 資料 4(4)-4）。

平成 24 年度は、1 科目で 2 名が単位修得できなかった（単位修得状況資料 資料 4(4)-5）。いずれも出席時間が受験資格に満たなかったものである。この 2 名については、クラスアドバイザーが中心となって科目担当教員と連携しながら平成 25 年度時間割への配慮も含め、対応を検討している。

卒業生の就職率から見てみる。平成 24 年度の卒業生 50 名中、49 名（98.0%）が年度内に進路を決定している。48 名が福祉関係施設・事業所に就職し、1 名が一般企業であった。

なお、年度内に進路決定に至らなかった学生については、卒業後も個別面談を実施する等、対応を継続した（資料 4(4)-6）。

#### 2) 学習成果と教育目標の達成状況

##### （1）卒業時共通試験 —介護福祉士養成課程における卒業時目標達成度—（資料 4(4)-1）

2 年次生は、毎年、学年末に、介護福祉士養成教育目標到達度評価のために、日本介護福祉士養成施設協会が全国一斉に実施する「卒業時共通試験」を受験している。

本学では、学生の修学到達目標を総得点の6割とし、達成状況を確認している。平成24年度の本学の平均点数は74.6点（出題数120問を100点換算した場合）であった。最高は90.8点、最低は30.8点であった。

得点率の分布を全国平均と比較すると、「コミュニケーション技術」「介護過程」「総合問題」では得点率が高かったが、「人間の尊厳と自立」「障害の理解」「生活支援技術」の科目の得点率が低く、「社会の理解」の科目は全国の得点率と似た傾向を示した。「発達と老化の理解」の科目は分布にばらつきが見られた。

試験科目のうち、無得点科目は、社会の理解1名、発達と老化の理解1名、障害の理解1名であった。平均点が6割以下の学生は4名で、学科長と面談のうえ課題を課している。

## **（2）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

本学では、教育成果そのものの検証ではないが、授業評価を前期、後期に実施している。学内における講義・演習等科目の授業評価は、最終講義に担当教員が配布し、学生の代表が回収し、学務事務に提出する。実習巡回指導に関する授業評価は担当教員が実習終了までの期間で学生に配布し、学生個々が学務課の回収ボックスに提出する。結果は、領域別、科目別、学年別に集計され、学科の全体的な結果は教員会議で報告される。科目別の結果は、担当教員に配布されている（授業評価集計結果表：平成24年度前期（資料4(4)-7）、後期（資料4(4)-8））。結果を受けて個々の教員が授業改善に反映させている。

教育成果そのものを検証する手法としては、卒業直前の卒業時共通試験（資料4(4)-1）や、就職率だけでない卒業生の就職実績と、就職後の、就職先を含めた一般社会の卒業生に対する評価等が挙げられる。現在のところ、評価法も一部分にとどまり、調査等も随時となっている。

## **（3）学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。**

本学では、卒業の認定に関する基準を定めており、規則に基づいて教授会で卒業認定を行い、学位授与の手続きを行っている。

### 1) 学位授与に関する規程

学則（資料4(4)-9）第37条（学位の授与）においては「学長は、本学を卒業した者に短期大学士（介護福祉学）の学位を授与する」こととなっている。授与の手順は、学位規程（資料4(4)-10）第4条（学位の授与）「教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする」を受けて行われる。

### 2) 卒業の認定に関する基準

学則（資料4(4)-11）第34条（卒業の認定）では、「学生が本学を卒業するためには、本学に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、卒業認定に必要な単位を修得しなければならない。2 卒業認定に必要な単位は、80単位以上とする。3 卒業認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。」と、その要件を定め

である。

## 2. 点検・評価

教育成果については、卒業直前の卒業時共通試験、就職実績、本学卒業生の就職先や卒業生への調査結果、修学停滞者又は離学者の数等を含めた教育の妥当性を点検・評価している。

### (1) 効果が上がっている事項

#### ①卒業時の教育評価の結果から

DPは定められていないが、卒業時到達目標に近いものとして、先述の卒業時共通試験があり、その結果から、一定の成果を確認することができる。

全国平均より得点率が低い「人間の尊厳と自立」「障害の理解」「生活支援技術」、全国的にも得点率の低い「社会の理解」、更に本学学生の結果にばらつきのある「発達と老化の理解」の科目について、内容等の検証を行う必要がある。

#### ②卒業生の就職率

学生の就職率の視点から教育成果を見てみると、毎年ほぼ100%であり、大きな成果を上げていると考えらる。

③成績不良者に関しては、クラスアドバイザーや科目担当者が連携し、協同で対応している。また、年2回父母の会が開催されるが、学科の近況を報告するだけでなく、保護者と面談する機会もあり、相互の連携に努めている。必要に応じてクラスアドバイザーが保護者と連絡を取り、状況報告を行い、結果は離学率の低さに現れている。

#### ④卒業率、退学、休学（資料4(4)-12)

卒業率を5か年で見ると、平成19年度入学生94.4%、平成20年度入学生100.0%、平成21年度入学生98.2%、平成22年度入学生92.3%、平成23年度入学生100.0%となっている。

また、退学者及び休学者は、平成19年度退学者1名、平成20年度退学者1名・休学者1名、平成21年度退学者1名、平成22年度退学者2名・休学者1名、平成23年度退学者1名・休学者1名であった。

退学や休学の理由は、進路変更や体調不良が多いが、退学者や休学者は比較的少ない状態で推移している。教員会議における学生の情報共有と相互の連携、保護者との連携、少人数教育、きめ細かい教員の関わり、実習前後の個別指導等の修学支援が一定の効果を上げているものと考えられる。

今後は、卒業時の満足度調査を実施し、成果について検証していく必要がある。

### (2) 改善すべき事項

①授業評価は、一面では、在学生による、教育効果や成果の中間的評価という意味がある。評価結果を、授業・教育方法の改善に結びつけるだけでなく、教育効果や成果を測るこ

とのできるように、評価方法の工夫、改善が必要と思われる。

- ②現在は国家試験が課せられていないが、介護福祉士養成施設には卒業時共通試験が導入されている。到達目標を総得点の6割としているが、到達できない学生が数名いる。

現在は課題を課しているが、今後、国家試験の導入も踏まえ、国家試験対策を講じる必要があることから、他大学から情報収集している状況であり、今後本格的な検討に入る。

現在実施している国家試験では、試験科目のうち無得点の科目がある場合は、不合格となる。平成24年度の共通試験では、3科目において無得点の学生がそれぞれ1名ずついた。このことから、共通試験における本学全体のこれまでの結果を検証し、国家試験対策に結びつけていく。

- ③毎年度卒業時に教育評価を実施しているが、入学時、2年次年度初め、卒業時、それぞれにおいて定期的実施し、評価することが必要である。

### 3. 根拠資料

- 4(4)-1 平成24年度卒業時共通試験結果
- 4(4)-2 単位認定及び成績管理に関する規程（既出 資料4(2)-3）
- 4(4)-3 介護実習マニュアル（既出 資料4(2)-4）
- 4(4)-4 平成24年度ゼミナールレポート報告集（既出 資料4(3)-12）
- 4(4)-5 平成24年度単位修得状況資料
- 4(4)-6 平成24年度進路状況
- 4(4)-7 平成24年度前期授業評価集計結果表（既出 資料4(3)-2-1）
- 4(4)-8 平成24年度後期授業評価集計結果表（既出 資料4(3)-2-2）
- 4(4)-9 日本赤十字秋田短期大学学則（既出 資料1-1）
- 4(4)-10 日本赤十字秋田短期大学学位規程
- 4(4)-11 日本赤十字秋田短期大学学則（既出 資料1-1）
- 4(4)-12 学生の在籍状況

## 【基準5】 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

本学では、建学の精神である「人道：Humanity」の理念を踏まえ、地域社会と連携を図り、主体的な学習態度のもとで豊かな人間性を養い、問題解決能力を身につけた人材を養成することを教育方針に掲げている。建学の精神、教育方針に基づいて、教育目的、教育目標を定めるとともに、「求める学生像」(AP)を示し、入学者受け入れの方針を明示している。

本学の求める学生像は、以下の通りである。

- ・「赤十字」の理念と活動に関心のある人
- ・専門性を追求する「基礎学力」を有する人

- ・知識と技術を修得できるよう、常に「自己研鑽」ができる人
- ・他者の痛み、気持ちに「共感」できる人
- ・他者と交流でき「協調」できる人

本学の求める学生像は、学校案内（資料 5-1）、募集要項（資料 5-2）、ホームページ（資料 5-3）で公表し、周知に努めている。また、受験及び修学上特別な配慮が必要となる、障害のある入学志願者に関しては、出願に先立ち、本学の学務課の入試・学生係において、事前相談を行う機会を設けている。

## （2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

学生募集として、大学案内、学生募集要項、ホームページ、各種メディアを利用した広報活動に加え、秋田県内高等学校の進路指導担当者を対象とした大学・入試説明会の開催（資料 5-4）、各大学等が集まり受験生の相談に応じる進路説明会（資料 5-5）への参加、年 3 回のオープンキャンパスの開催（資料 5-6）、高校からの学内見学の受け入れ及び教員による高校訪問活動（資料 5-7）を行っている。

平成 24 年度は高等学校で開催された進路説明会へは、23 回参加した。秋田県内を含む東北 6 県のホテルや会館等で開催された進路説明会には、56 回参加した。高校からの学内見学は 12 校を受け入れた。教員による高校訪問活動は 8 月に行い、秋田県内の 56 校を 9 名の学科教員で訪問した。

入学試験に関しては、指定校推薦入学試験(35 名)、公募制推薦入学試験(10 名)、社会人・学士等入学試験(若干名)、一般入学試験(大学センター試験利用入学試験を含む)(5 名)、自己推薦入学試験Ⅰ・自己推薦入学試験Ⅱ(若干名)を実施している。

指定校推薦入学試験は面接を行い、公募制推薦入学試験、社会人・学士等入学試験は小論文と面接を行う。一般入学試験は、国語(近代以降の文章)、外国語(英語)と面接、一般入学試験(大学入試センター試験利用)は、国語(近代以降の文章)、外国語(英語〔リスニングを含む〕)と面接、自己推薦入学試験は小論文と面接を行う。

これとは別に、本学科では、平成 22 年度より、県が離職者向けに実施している介護福祉士養成科の公共職業訓練生を受け入れており、小論文と面接を課している(資料 5-8)。

これらは、いずれも競争選抜入試となっており、本学が主体性をもって行っている。

本学では、入試関連業務の遂行のために、教授会の下に、看護大学と合同で、入学者選抜委員会を設置(資料 5-9)している。委員は、短期大学、看護大学から選出された教員、事務の入試担当者を中心に組織している。

月 1 回程度、定期的で開催される入学者選抜委員会では、学生募集要項、入学者の選抜方法、入学者選抜試験の実施、合否判定の基準、その他、入試業務の管理等入学者選抜に関する事項を審議している。

入学試験の実施に関しては、学長の下に、入学者選抜委員が中心となり入試実施本部体制を敷き、教職員の協同のもと、円滑に実施している。

入学試験の実施にあたっては、公正さを期すために、試験問題の作成は、漏洩がないよう、機密性を確保に努めると同時に、受験生を特定できないように、受付から入学試

験の実施、教授会での合否判定、合格発表までの全過程において、一貫して受験番号で対応している。

合格者数等の入試に関する情報は、大学案内(資料 5-10)、ホームページ(資料 5-11)等において、内外に公表している。

**(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

平成 24 年度の学生在学者は、下記の通りであり、収容定員に基づき適正に管理されている。1 学年入学定員は 50 名で、定員に対する受け入れ上限人数は 110%以内としている。

	在籍数	対収容定員比
1 学年	44 名	0.88
2 学年	50 名	1.00
合計	94 名	0.94

先述の、県実施の離職者向けの公共職業訓練生は、収容定員の中で受け入れており、在籍数には、この人数も含まれている。

**(4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。**

入学者選抜方法の適切性については、全学の入学者選抜委員会を月 1 回程度開催しており、入学試験の計画、実施等に関して、検証をしている。(資料 5-12)

教授会では、入学試験結果が報告され、試験区分毎の合否判定を行っている(資料 5-13)。また、学生募集や入学者選抜に問題がないか、検討している。学外においては、日本赤十字学園における理事会に報告している。

しかし、入試の試験区分が、学生受け入れ方針(A P)に適ったものになっているかについては、実施直後の委員会、学科会議等では議題になるが、検証の方法も含めた、定期的な検証は行っていない。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

ア. 過去 3 年間の入学者数及び充足率は、平成 22 年度 52 名(104%)、平成 23 年度 50 名(100%)、平成 24 年度 48 名(96%)で、平均 100.0%の充足率である。平成 24 年度を除き定員は確保できており、介護福祉系学科への社会一般の評価が厳しい中、かろうじて定員を確保できていることは、多様な入学試験の結果、入学試験の適正な実施、学生募集の成果であると評価できる。

イ. 平成 24 年度の高大連携授業では、受講者の 42.3%(11 名)が本学に入学している。このことから、高大連携授業をはじめとする、中・高等学校への講義等を積極的に実施し、入学生確保につなげたい。

## ②改善すべき事項

- ア. 入学定員はかろうじて維持できているが、2 学年生も含めた在籍率 100%を割っており、入学後の休学、退学や留年者等の離学者の削減策を、教務委員会及び学生委員会との連携で講じ、収容定員の確保に努める必要がある。
- イ. 公募制推薦入試、指定校推薦入試を合わせた募集人数は 45 名であるが、平成 24 年度の公募制・指定校制推薦入試による入学者は 35 名であった。自己推薦入学は、募集人数若干名に対し、入学者は 8 名であった。平成 23 年度も同じ傾向であった。このことから、入学者選抜区分の妥当性に関しては、募集人数の配分を含め、検討の必要がある。
- ウ. 求める学生像に照らして妥当な入学生が確保されているかどうか、入試選抜試験（試験等の内容と選抜区分）について、定期的な検証を行う仕組みを検討する必要がある。

## 3. 根拠資料

- 5-1 学校案内パンフレット 平成 25 年度版 (p4) (既出 資料 1-3)
- 5-2 平成 25 年度介護福祉学科学生募集要項 (表紙裏) (既出 資料 4(2)-5)
- 5-3 日本赤十字秋田短期大学ホームページ 介護福祉学科アドミッションポリシー  
[http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=391](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=391)
- 5-4 学生募集説明会資料
- 5-5 日本赤十字秋田短期大学ホームページ 進学相談会  
[http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=704](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=704)
- 5-6 平成 24 年度オープンキャンパス資料 (第 1 回, 第 2 回, 第 3 回) (既出 資料 1-5)
- 5-7 平成 24 年度高校訪問・学内見学受け入れ一覧
- 5-8 平成 25 年度介護福祉学科募集要項 (pp. 1-14) (既出 資料 4(2)-5)
- 5-9 日本赤十字秋田短期大学入学者選抜委員会規程
- 5-10 学校案内パンフレット平成 25 年度版 (p37) (既出 資料 1-3)
- 5-11 日本赤十字秋田短期大学ホームページ 介護福祉学科 過年度入試情報  
[http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=697#results](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=697#results)
- 5-12 平成 24 年度入学者選抜委員会議事録
- 5-13 平成 24 年度臨時教授会議事録

## 【基準 6】 学生支援

### 1. 現状の説明

- (1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生委員会が中心となり、年度毎に具体的な活動計画を策定し、教員会議の承認を得て学生支援にあたっている。学生委員会は併設する日本赤十字秋田看護大学と合同で運営されている。

毎月一回定例会議（原則第2火曜日）を開催し、短期大学・大学合同で学生支援についての協議を行い、連携して取り組んでいるが、進路支援については学部・学科それぞれにおける進路の特徴を踏まえた支援が必要であることから、介護福祉学科学生への進路支援は学生委員会所属の学科教員が担っている。

「日本赤十字秋田短期大学学生委員会規程」（資料6-1）第1条において、学生委員会設置の目的を「本学学生の学生生活向上のために、学生生活全般に関する事項を協議（審議）し、決定事項の実施を管理運営すること」と明示している。

また、同規程第4条において、学生行事に関する事項、学生の健康管理に関する事項、学生の就職及び進学に関する事項、課外活動（学生自治会、カリヨン祭及びクラブ活動等）に関する事項、学生相談（学生支援アドバイザー制度及びカウンセラー制度等）に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、その他学生生活に関する事項を、審議することが、学生委員会の業務として明文化されている。なお、学生の健康管理に関しては「日本赤十字秋田短期大学健康管理規程」を定めており、その充実を図ることを目指している（資料6-2）。

## （2）学生への修学支援を適切に行っているか。

### 1）留年者及び休・退学者等の状況把握と対処

学生の修学状況を把握するため、毎月一回開催する教員会議において「学生に関する情報交換」の場を設けている。欠席・遅刻が目立つ学生、受講態度や成績において指導が必要な学生だけでなく、学内での技術演習や介護実習場面で課題がある学生、修学上の悩みを抱えて相談に訪れた学生等の状況についても情報交換を行っており、修学上の躓きが見受けられる学生の情報を早期に把握し、学科内で共有できる仕組みを整えている。

教員会議には学務課職員（教務担当）も1名参加している。そのため、非常勤講師の担当授業における欠席状況や成績不振学生の状況についても学務課職員を通して学科教員に伝達されている。また、保健室利用が目立つ学生については、保健室担当の看護職者から学生委員会の教員やクラスアドバイザー（各学年に教員2名配置）に伝達されており、学生に関する情報を多方面から把握できる仕組みを整えている。

課題が生じた学生の対応について検討が必要な場合は、教員会議の場で協議した上で、個別対応に結びつけている。学生への個別対応（必要に応じて家族とも面談）は主にクラスアドバイザーが担うが、状況によっては授業担当教員や介護実習の担当教員、教務委員会、学生委員会とも連携して対応している。休・退学の意味がある学生についてはクラスアドバイザーのほか、学科長との面談も行っており、経過は毎月の教員会議で報告されている。

収容学生数が100名、教員数も10名と小規模であり、教員間の連携による臨機応変の対応が可能となっている。

平成24年度の退学者は表6-1に示す通り1年次生4名、2年次生1名であった。退学理由は「進路変更」「身体疾患」「心身耗弱」「一身上の都合」であった。進路変更2名は、介護福祉職への明確な目標を持たず入学し、入学後に自分の適性にあった分野に変更したものである。いずれの学生にもクラスアドバイザーが継続的に個別面談を実施している。休学者は1・2年次生ともいなかった。

また、前年度に休学して復学した学生1名と、卒業必要単位数の不足により卒業延期となった学生1名が、2年次生として在学していた。2名の学生については前年度担当のクラスアドバイザーが持ち上がりで担当し、随時個別面談等を実施しながら修学を支援した。各学生の修学状況についてはクラスアドバイザー、各履修科目の担当者が教員会議で報告し、学科全体で修学状況を見守る体制を整えた。復学した学生は卒業し、留年した学生は身体疾患により退学した。

表 6-1 平成 24 年度の退学者数と退学理由

退学理由	1年次生	2年次生	計
進路変更	2	0	2
身体疾患	0	1	1
心身耗弱	1	0	1
一身上の都合	1	0	1
退学者合計	4	1	5

## 2) 学生への経済的支援

### (1) 奨学金制度

本学の学生が利用することのできる奨学金制度及びその利用状況は、表 6-2 に示す通りである。日本学生支援機構の制度は2種類、民間の制度が2種類、同窓会の制度が1種類、日本赤十字学園の制度が1種類となっている。

このうち、日本赤十字学園の奨学金は、東日本大震災に被災し、経済的に支援が必要と認められる学生を対象としたもの（学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金）である。入学初年度の年間授業料相当額を上限として給付する給付型奨学金であり、平成24年度に創設された（資料 6-3）。

本学では、修学意欲を持ちながら経済的理由により修学が困難な学生の修学を支援するため、上記の通り各種奨学金制度を整えており、上記の奨学金に関する情報を学生便覧（資料 6-4 pp. 79-81）、大学案内パンフレット（資料 6-5 p34）、ホームページ（資料 6-6）へ掲載するほか、奨学金に関する掲示板の設置、年度初めの説明会の開催等によって学生に周知し、利用を促している。また、奨学金の出願・受給に関する相談窓口は学務課の学生係（学生担当）であることを学生便覧に掲載し、学生に周知している（資料 6-7 p79）。

なお、平成 24 年度は各種奨学金の申請者全員が採用されている。

表 6-2 平成 24 年度奨学金給付・貸与状況

奨学金の名称	給付・貸与の別	支給学生数		
		1年次	2年次	計
日本学生支援機構（第一種）	貸与	5	6	11
日本学生支援機構（第二種）	貸与	10	20	30
秋田県社会福祉協議会介護福祉士等修学資金	貸与	7	2	9
社団法人生命保険協会介護福祉士養成奨学金	給付	0	1	1
日本赤十字看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学・日本赤十字秋田看護大学同窓会奨学金	貸与	0	0	0
日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金	給付	0	0	0

### （2）学生納付金納付猶予

本学では学則第 41 条第 2 項、第 42 条第 2 項において特別な事由があると認められた学生は学生納付金の分納又は延納を願い出ることができることと定めている。（資料 6-8）。

平成 24 年度に学生納付金の延納又は分納を申請した学生は 3 名で、申請者全員の納付猶予が認められた。また、全員が年度内に納付を完了した。

### 3）特待生制度

「入学試験成績及び学業成績の優秀な者の授業料を免除することにより、学生の勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図り、質の高い学生を確保すること」を目的として、本学独自の特待生制度が設けられており、特待生制度規程は、学生便覧に掲載され、学生に周知されている（資料 6-9 pp. 57-58）。平成 24 年度は、前年度成績優秀者から特待生 1 名（特待生 B）を決定し、授業料の半額を免除した。

### 4）障害のある学生に対する修学支援

開学以来、障害のある学生が入学していないこともあり、現在のところ障害のある学生に対する修学支援措置は行っていないが、学内の施設・設備としては、建物全体は 3 階建てであるがエレベーターを設置しており、1 号館 1 階正面玄関脇と 2 号館の各階に車椅子対応トイレを設置しているほか、1 号館正面玄関前に車椅子利用者用駐車スペースを 1 台分整備している。

### 5）父母の会による学生支援

学生の保護者によって構成される「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学父母の会」から、学生生活や修学に係る様々な財政支援を受けている。

具体的には、学友会（学生自治会）主催の学園祭・クリスマス会経費及びサークル活動費への助成、介護福祉士資格取得に係る経費（登録申請費用）への一部助成、卒業謝恩会への助成、学生用教育教材（PC、コピー機）の寄贈等を受け、学習環境の整備や課外活動の充実、進路支援等を含む学生支援に活用している（資料 6-10）。

### (3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

#### 1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

##### (1) 健康管理規程

学校保健法に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として「健康管理規程」を設けている（資料 6-11）。学生の健康管理に関する業務は学務部長が担当し、教職員、校医、看護職者及びカウンセラーが実施することとしている。また、健康管理として①健康診断の企画、計画及び実施、②救急処置、③健康相談及び指導、④精神衛生相談、⑤各種予防接種その他の伝染病予防、⑥環境安全衛生対策、⑦保健室の管理、⑧健康管理カードの記録及び健康診断表の保管の業務を行うことと定め、併設する日本赤十字秋田看護大学と合同の施設設備・組織により、学生の心身の健康保持・増進への支援を行っている。

##### (2) 定期健康診断

定期健康診断は毎年4月に全学生を対象として実施している。実施後、結果表・問診票を基に健康上問題のある学生には学校医と保健室配属の看護職者がアドバイスするが、必要があれば学校医の紹介状を持参して医療機関で精密検査することを勧めている。また、定期健康診断時に感染症抗体価検査（ムンプス、麻疹、風疹、水痘）を実施しており、抗体のない学生には予防接種の勧奨に努めている。これは学生の健康保持のみならず、実習先に感染を持ち込まないためにも今後更に強く推奨していきたい。

##### (3) 保健室での対応

保健室は1階の事務室に隣接して2室設けている。保健室所属の看護職者1名を週4日配置しており、学生の体調不良や負傷、日常の健康相談等に専門的に対応できる環境にあると言える。看護職者が不在となる日については、学務課が窓口となり、学校医、学生委員会担当教員、学務課職員が対応している。保健室の利用状況は表 6-4 の通りである。1年生の利用が多いのは精神的な問題を抱えた学生が1名継続的に利用していたためである。

表 6-4 学年別保健室利用状況

(人)

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1年生	13	12	12	15	2	5	4	12	9	1	2	0	87
2年生	6	0	1	4	2	2	0	3	0	1	1	0	20
合計	19	12	13	19	4	7	4	15	9	2	3	0	107

##### (4) 健康管理カード

健康管理カードは個々の学生から提出された後、保健室にファイル化して保管している。カードには既往歴や治療中の疾患、アレルギーの有無、感染症履歴のほか、緊急連絡先の記載欄も設けており、個々の学生に適した健康指導の実施、体調不良者への迅速な対応につながる仕組みを整えている。なお、AED（自動体外式除細動器）は1号館1階事務室前の開放的な場所に設置し、緊急時に備えている。

##### (5) 感染症予防対策

感染症予防対策としては、前述の感染症抗体価検査の実施、抗体のない学生への予防接種勧奨のほか、高齢者介護施設等での実習に対応するため、4月のガイダンスにおいてB

型肝炎ワクチン接種の勧奨を行っている。また、インフルエンザ予防対策として冬期前（9月～）にインフルエンザワクチン予防接種を勧奨している。

更に、感染症予防等、健康管理に関する注意喚起を効果的に行えるよう『保健室からのお知らせ』を掲示する掲示板を設け、インフルエンザや感染性胃腸炎等の予防対策を掲示しているほか、学内への出入り口、食堂、トイレ等に速乾性手指消毒薬を設置し、感染の予防に努めている。

#### （6）安全への配慮

学生が安心して学生生活を送れるようにするための備えとして、本学では学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学生教育研究賠償責任保険（学研賠）に全学生が加入することとしている。保険の内容については学生便覧に詳細を掲載して学生に周知している（資料 6-12 pp. 77-79）。学研賠については介護実習中の事故等による損害賠償保障を含むものであるため、介護実習マニュアルにも掲載し、介護実習の受け入れ施設・事業所側にも周知を図っている。なお、平成 24 年度は学研災、学研賠ともに保険申請者はおらず、保険適用件数は 0 件であった。

地震等の災害時の対応については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程」（資料 6-13）を設け、危機管理基本マニュアル（資料 6-14）を整備して教職員に配布しているほか、学生に対しては学生便覧に「災害時の心得」の項を設け、災害時の対応方法を明示している（資料 6-15 pp. 91-92）。また、緊急時の避難経路図を学内の要所に表示し、避難場所への誘導がスムーズに行われるよう配慮している。

#### 2）学生相談体制の整備

学生生活を送る上での悩み等に対して、クラスアドバイザーや学生委員会の教員、スクールカウンセラーが相談に応じる体制があることを、学生便覧への掲載やガイダンスでの説明を通して学生に周知している。相談に係る個人の秘密は厳守すること、手続き上の疑問については学務課が対応することについても学生便覧に明記している（資料 6-16 p76）。なお、各教員のオフィスアワーについては一覧表を掲示しているほか、4月のガイダンスにおいて全学生に一覧表を配布して周知している。

学生生活における様々な心理的支援のニーズに関しては、週に一度、保健室の 1 室を利用してスクールカウンセラー（秋田赤十字病院の臨床心理士 1 名）がカウンセリングを実施している。カウンセラーは学生の了解の下に学科教員等と連携している。

4月のガイダンスでは当該年度のカウンセリング実施日を案内している。平成 24 年度は毎週水曜日（15:30～17:30）に実施している。

また、新入生対象の 4月のガイダンスでは『こころの健康を保つコツ』についてスクールカウンセラーが講演する場を設けている。悩みを抱えたときのセルフケアやストレスへの対処方法等の指導がなされるほか、カウンセリングへの案内もされており、学生がカウンセリングを身近な相談の場と捉えて相談に行きやすくなるよう配慮している。なお、毎月の相談日の具体的な日時については毎月掲示板で知らせている。

#### 3）ハラスメント防止のための措置

ハラスメント防止規程は、日本赤十字学園で平成 11 年度に策定されており、本学にも通達されている。規程に基づき、ハラスメントに関する相談に対応するための相談員を置いている。学生に対しては「学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程」（資料 6-17 pp. 116-119）を学生便覧に掲載しているほか、相談員名（学生担当）を掲示し、周知を図っている。事案発生の場合は、①相談を受けた相談員は苦情又は相談の申し出について事実関係を確認するとともに当該申し出者に対し必要な助言等を行い、その内容を学長等に報告し、②学長等は当該事案の適切な対処を期すために必要があると認めたときは、ハラスメント調査委員会を設置し、③ハラスメント調査委員会は必要に応じ、当該事案に係る当事者及び関係者からの事情聴取等によりハラスメントの有無について調査し、④結果を理事長又は学長等に文書で報告する、という手順で対応する体制をとっている。

現在のところハラスメント防止規程を適用する事案は生じていない。

#### 4) 課外活動への支援

学生自治組織として、本学及び看護大学の全学生をもって構成されている「学友会」があり、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学友会規約」を学生便覧に掲載している（資料 6-18 pp. 65-69）。

学友会は学生自治に関する活動、課外活動団体（サークル）の統括のほか、学園祭、スポーツフェスティバル、クリスマス会等の全学的学生行事に関わる事業を行っている。

学友会活動は、学生が選出した役員中心に運営され、必要に応じて学生委員会が指導・助言等を行っている。学生委員会には、学友会・サークル活動担当を置いて、学務課学生係の相談窓口、実務面でのサポートと合わせて、サポート体制を強化している。

学友会の経済的基盤は会員が納付する会費であるが、大学からの補助金のほか、父母の会からも資金面でのサポート（サークル活動への助成：年間 100 万円、学園際・クリスマス会への助成：年間 40 万円）があり、活発な活動展開につながっている。

課外活動団体（サークル）としては、学友会の下に、スポーツ系、文化系、ボランティア活動系等 21 の活動団体が所属している。それぞれに教職員が顧問として就き、活動状況の見守りや、必要に応じて助言を行っている。

#### 5) 学生の意見を学生支援体制の改善につなげる取り組み

##### (1) 学生生活に関する実態調査の実施

学生生活の実態を把握し、学生支援のあり方について検討していくことを目的として、平成 24 年 7 月に、本学の学生を対象とした『学生生活に関する実態調査』を行った（資料 6-19）。調査内容は、居住形態、通学方法、アルバイト等の日常生活状況、授業外での学習時間や授業への出席状況、課外活動等の学生生活、学生生活の快適性等に関するものである。回答率は 96%であった。

日常生活に関してみると、自宅からの通学生は、1 年次生約 6 割、2 年次生約 7 割であった。アルバイトをしている学生は、それぞれ約 3 割、6 割で、アルバイト目的は、「生活費の補充」の割合が、両学年とも最も高かった。アルバイトに費やす時間は、週 12 時間以上が、1 年次生で約 1 割、2 年次生では約 4 割であった。

学修状況をみると、授業出席率が「100%~80%」の学生は 1・2 年次生ともに約 8 割

であった。授業外での学習時間は1年次生では「1～2時間」が約4割と最も高く、2年次生では「30分未満」が約5割と最も高かった。

学生生活の快適性では、『この大学は居心地がよいか』との設問に対し、居心地が「大変良い」又は「良い」と回答した学生が1年次生で約7割、2年次生で約8割であった。また、『あなたの大学を誇りに思っているか』との設問に対し、「大変誇りに思っている」又は「誇りに思っている」と回答した学生が1年次生約9割、2年次生約8割であった。

なお、調査結果は学生委員会で集計し、教授会、教員会議にて報告を行った。

## (2) 学友会との意見交換

ランチョンミーティングという名称で、月1回、学生委員会の教職員と学友会役員の学生とで昼食時間に懇談し、学生の意見とニーズを把握するようにしている。平成24年度は学友会会則の改正に取り組み、より効率的な運営を図るようにした。

## (4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

### 1) 進路支援の仕組み、組織体制の整備

学生への進路支援は主に学生委員会、事務部学務課の学生係、キャリアアドバイザーが連携・協力して実施している。学生委員会は企画・運営を行い、進路ガイダンスを実施しているが、進路相談を希望する学生に対しては、学生委員会が中心となり、年間を通じて随時個別に対応しているほか、キャリアアドバイザー（水曜日以外の平日に進路相談室に在室）も同様に進路相談に応じること、学生委員会以外の教員への相談も可能であることを学生に周知している。

学務課の学生係は進路支援に係る業務として、就職・進学に関する事務手続きの窓口対応、福祉施設・事業所等への求人票送付依頼、福祉施設・事業所等からの求人依頼等への対応（人事担当者への対応）、求人票の管理と学生・学科教員への情報提供、学生からの「就職・進学登録カード」「就職・進学試験報告書」の管理、月1回のレポートを介してのハローワークとの連携に関する業務等を行っている。

学生の就職活動等の状況については学生委員会が中心となって随時情報把握を行っている。毎月の教員会議で学生委員会が学生の就職活動状況を報告しており、個々の学生の進路希望や就職活動状況等を学科全体で共有できる仕組みを整えている。

また、本学が学生及び卒業生に対して職業紹介業務を行うにあたり、職業安定法第33条2項に基づき「就職に関する業務運営規程」を定めており、学生便覧に掲載して周知を図っている（資料6-20 pp.53-54）。

### 2) 進路支援の実施状況

進路支援は卒業年次の2年次生を中心とした取り組みとなっているが、年間計画に沿って、以下の通り、学年毎の各種ガイダンスを実施している。

毎年の就職率はほぼ100%であり、ほぼ全員が福祉関係施設・事業所に就職している。

## (1) 平成24年度2年次生対象ガイダンス実績

### ①新年度学科ガイダンス：4月2日（月）

学科ガイダンスにおいて、学生便覧をもとに就職活動の基本的な流れや年間の進路ガイダンス等の予定を伝え、前年度卒業生の進路実績や前年度の求人概要の説明、進路担当教員とキャリアアドバイザーの紹介を行った。

②第1回進路ガイダンス：7月5日（木）

就職活動の進め方についての指導、就職試験・進学対策についての指導、履歴書作成の指導、進路に関する事務手続きの説明等を行った。

なお、就職活動の進め方、履歴書の書き方については学生便覧にも掲載しており、学生便覧をもとに具体的な説明を行った（資料6-21 pp.86-91）。就職試験・対策については、過去3年分の「就職試験報告書」から面接試験、筆記試験の内容について整理した資料を配布し、試験の傾向と対策について解説を行った。

また、学外の団体が開催している就職説明会・面接会についての情報提供として、秋田県社会福祉協議会が毎年8月に開催している「福祉の就職総合フェア」についての案内と参加の呼びかけを行った。

③第3回進路ガイダンス（就職ガイダンス）：7月20日（金）

介護現場で働いている卒業生を招いての進路ガイダンスを開催した。施設種別については特別養護老人ホームから2名、認知症高齢者グループホーム、高齢者短期入所施設、障害者支援施設、病院から各1名の計6名の卒業生に協力をいただいた。卒業生への協力依頼にあたっては事前に学生から希望施設種別を聴取し、さらに地域のバランスや卒業生の職業経験年数のバランスを考慮した上で依頼先を選択している。ガイダンスの全体会では、個々の卒業生から現在の職場での仕事内容、在学中の進路決定までの過程等について話をいただき、その後卒業生が1名ずつブースに別れ、学生の個別相談に対応するという形式で行っている。

④第4回進路ガイダンス（進学ガイダンス）

8月に開催を予定していた進学・編入希望者への進学ガイダンスについては、1・2年次生ともに希望者がいなかったため、平成24年度は実施しなかった。

(2) 平成24年度1年次生対象ガイダンス実績

①新年度学科ガイダンス：4月6日（金）

学科ガイダンスにおいて本学の進路支援の概要、卒業生の進路実績について情報提供し、進路担当教員とキャリアアドバイザーの紹介を行った。

②第1回進路ガイダンス：2月18日（月）

就職活動の向けた意識づけを図ることを目的とし、過去の卒業生の進路実績の詳細や当該年度の求人状況等について説明し、進路希望調査を行った。

3) 就職・進学情報の提供

進路資料室に当該年度と過年度の求人票（ファイル形式）、求人施設・事業所等のパンフレット、採用試験受験報告書（資料6-22）、就職試験対策の参考資料等各種の資料を置き、学生が自由に閲覧できるように常時開放している。

また、当該年度の求人票の情報提供にあたっては、進路資料室脇に掲示ボードを設けて対応している。求人が寄せられ次第掲示し、求人情報をタイムリーに提供できるよう配慮している。例年、県内・県外から年間300件以上の求人が寄せられるが、求人票を単票で掲

示するほか、求人票に通し番号を付けて情報を一覧表にリスト化して提供することで、学生が希望の求人情報にアクセスしやすくなるよう配慮している。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

#### (1) 修学支援体制

毎月一回の教員会議において、学科教員と学務課とが連携し、学生の修学状況に関する情報を共有、協議している。学生に関する情報を定期的に共有し合う場を設けていることにより、日常的にも教員同士や学務課との円滑な情報交換、連携が可能となっている。また、学科教員全員が個々の学生の状況を把握できることで、学科全体で学生を見守る体制が形成され、日常的にきめ細やかな学生対応が可能となっていることから、学生に対する組織的な支援体制が整っていると考える。

#### (2) 経済的支援

経済的支援としては、奨学金や学納金納付猶予についての措置を講じて対応している。学科全体としては約半数の学生が何らかの奨学金を利用していることから、学生への経済的支援として大きな役割を果たしていると言える。また、各種奨学金の申請者全員が貸与または給付を受けていることから、支援を必要としている学生に対しては十分に対応できていると言える。

#### (3) 健康保持・増進の支援

月・火・木・金曜日には保健室に看護職者が常駐しており、水曜日には学務課が窓口対応を行い、校医や学生委員会委員(看護資格保持者)につなげる仕組みとなっているため、健康相談や応急手当必要時に専門的に随時対応できる体制となっているが、年度初めは特に保健室利用者が多くなる傾向があることから、さらなる体制の充実に向けて具体的な検討を行っていく。

#### (4) 進路支援

学生委員会を中心として進路ガイダンスや履歴書添削等の個別指導を行っているほか、学科全体で学生の進路希望や就職活動状況について情報を共有しながら支援を行っている。毎年、卒業時の就職率はほぼ100%となっており、進路支援としては一定の成果を上げていると考える。

### ②改善すべき事項

#### (1) 障害のある学生に対する修学支援

現時点では障害のある学生に対する修学支援としては、車椅子利用者対応のトイレや駐車場の整備のほかは特別な支援措置は講じていない。開学以来、障害のある学生は入学していないため現在のところは、学習環境の整備に関する問題は生じていないが、今後の取り組みとして、身体障害のみならず、発達障害、精神障害等を抱える学生への修学支援も視野に入れ、検討していく必要があると考える。

#### (2) 安全への配慮

危機管理基本マニュアルは存在するが、平成23年の策定以降、教職員の役割分担の見直しを行っていないため、危機発生時の迅速かつ的確な対処が困難となる恐れがある。実

情に即した役割分担を再度検討していくなど、危機管理基本マニュアルの点検・見直しを行う必要がある。

### (3) 学生相談体制

教員、スクールカウンセラー、キャリアアドバイザーによる相談体制、保健室の対応体制が学生のニーズに即しているか検証を行っていないため、検証を行う必要がある。特に、スクールカウンセラーによる心理相談については、対応できる時間帯が毎週同じであるため、当該時間に必修科目が配置されている学年の学生にとっては利用しにくい体制となっていることが考えられるため、定期的開室時間だけでなく、不定期の相談体制についても検討していく必要がある。

### (4) ハラスメント防止のための措置

ハラスメントに関する相談に対応するため相談員を置いているが、現在のところ防止規程を適用する相談は寄せられていない。相談の仕組みや相談員名が学生に十分周知されているかどうか、相談しやすい仕組みとなっているかの検証も含めて、今後の対応体制を検討していく必要がある。

### (5) 学生の声を学生支援体制の改善につなげる取り組み

先述の平成 24 年 7 月に学生生活に関する実態調査を実施し、調査結果の概要を教授会や学科の教員会議で報告したが、結果の分析・検討が十分に行えているとは言い難い。調査結果を十分に分析・検討し、学生支援体制の改善に反映できるようにしていく必要がある。

## 3. 根拠資料

- 6-1 日本赤十字秋田短期大学学生委員会規程
- 6-2 日本赤十字秋田短期大学健康管理規定
- 6-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学「学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」給付に関する規程
- 6-4 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-5 学校案内パンフレット 平成 25 年度版 (既出 資料 1-3)
- 6-6 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学ホームページ  
([http://www.rcakita.ac.jp/?page\\_id=322](http://www.rcakita.ac.jp/?page_id=322))
- 6-7 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-8 日本赤十字秋田短期大学学則 第 7 章 学生納付金
- 6-9 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-10 平成 24 年度父母の会総会資料
- 6-11 日本赤十字秋田短期大学健康管理規定 (既出 資料 6-2)
- 6-12 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-13 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程
- 6-14 危機管理基本マニュアル
- 6-15 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-16 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)

- 6-17 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-18 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-19 学生生活に関する実態調査結果
- 6-20 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-21 日本赤十字秋田短期大学学生便覧 平成 24 年度版 (既出 資料 1-2)
- 6-22 平成 24 年度就職・進学試験報告書 (介護福祉学科)

## 【基準 7】 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

図書館を除く、教育研究環境のうち個人研究費については経営会議が、教育研究設備に関しては、教員の指摘、提起に基づき、随時、学長及び経営会議等の責任で行っている。全体的な教育研究環境の整備や管理に関する規定はあるが、教育研究のバランスを調整する明確な年度毎の方針は定めていない。

##### ① 学生の学修及び教員の教育・研究に必要な環境整備に関する方針の明確化

学生の学修施設として、図書館のほか講義室 12 室、演習室 20 室、実習室 3 室、情報処理学習室(OA教室) 1 室、語学学習施設(LL教室) 1 室を整備している。

教育・研究に必要な室としては、専任教員研究室 8 室を整備している。研究室は、1 室 21 m<sup>2</sup>の個人研究室 6 室がありこれには教授、准教授が 1 人、講師、助教が 2 人と定め入室することとなっている。また、助手については 4～6 人が入室できる共同研究室 2 室への入室を定めている。共同研究室は、個人の使用区分をパーティションで仕切り、静かな研究環境を提供できるよう配慮している。

各研究室には、書架・机・椅子・PC・電話・流し台等を整備している。

##### ② 校地、校舎、施設、設備に関する整備計画

校地については、43,599.10 m<sup>2</sup>を備えており短期大学設置基準の 1,000 m<sup>2</sup>を上回っている。

校地には校舎敷地、体育館敷地のほかグラウンド用地 9,408.69 m<sup>2</sup>がある。

校舎については、8,513.36 m<sup>2</sup>(図書館、体育館、倉庫を除く)であり、短期大学設置基準の 1,600 m<sup>2</sup>を上回っている。

このほか、図書館 770.86 m<sup>2</sup>、体育館 1,283.84 m<sup>2</sup>、倉庫 141.14 m<sup>2</sup>を備えている。

施設設備に関しては、講義室にプロジェクター、スクリーン、パワーアンプ、チューナー、DVDデッキ、CDデッキ、カセットデッキ、ビデオデッキ、モニターテレビ、実物投影機をそれぞれ一式整備しているほか、OA教室には 51 台のPCを整備し、インターネットに接続できるほか、教員と学生或いは学生間でメールによる情報伝達ができるよう学内LANを設定している。

また、使用できるソフトウェアには、マイクロソフトオフィス、タイピングソフト、統計処理ソフト及び講義支援ソフトを導入している。

L L教室には、モニターテレビ及びブースレコーダ 56 台が、図書館には常設 PC 4 台、貸出用ノート PC 10 台を整備している。

## (2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

### ① 短期大学の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況とその適切性

校舎は秋田市郊外の田園地帯に立地しており、緑も豊富で教育環境には恵まれている。反面、校地が水田跡地であったため軟弱地盤であり、現在も若干の地盤沈下が生じている。

### ② キャンパス・アメニティの形成状況

学生のくつろぎの場所として、1階には玄関を入れてすぐ3階まで吹き抜けの広い学生ロビーを配置して開放感を与え、ミーティングテーブルと椅子を置いて学習等ができるようにしている。2階及び3階にも休憩コーナーを設けている。

学生食堂は、一度に200人が入れる座席数を備えている。半円形のガラス張りで、グラウンドの芝の緑、その奥に広がる田園の風景は癒しの風景と言える。

学生には300円の定食のほか150円の一品料理等安価で提供している。

体育館では、バスケットボール1面、バレーボール及びバドミントンは2面同時に使用が可能となっている。授業のほかサークル活動でも使用されている。

グラウンドは1周200mのトラックを設けており、授業のほか、野球、サッカー等のサークル活動や学友会のスポーツフェスティバルにも使用されている。

車両通勤は登録制で、使用を許可された学生の150台分が収容できる駐車場を備えている(資料7-1)。学生駐輪場は200台を提供している。

### ③ 校地・校舎・施設・設備等の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況

本学の建物の維持管理における財務諸規程、施設設備等の管理に関する諸規程は以下の通りである。

○学校法人日本赤十字学園 経理規程(資料7-2)

○学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則(資料7-3)

○学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程(資料7-4)

○学校法人日本赤十字学園 資金運用規程(資料7-5)

これらの諸規程を遵守し、施設設備の維持管理を適切に行っている。また、これと同様に施設設備の維持管理、建築物・建築設備・火気使用設備器具等の実施検査等も定期的に行っているほか、消防署の査察も年1回行われ、安全確認がされている。

また、火災・地震等における短期大学で「危機管理マニュアル」(資料7-6)を整備し、教職員全員に配付するとともに、学生に対しては避難訓練、災害訓練を通じて緊急時の避難態勢を周知させている。

更に、コンピュータシステムのセキュリティについても、ウイルス対策ソフトに

よるPC管理を行っている。

省エネルギー等地球環境保全対策としては、校舎内の冷暖房の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、コピー・印刷機の工夫、ゴミの分別収集等、学内において学生、教職員に掲示で周知させ、全学において環境保全に対する配慮を行っている。

#### ④ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

1号館1階体育館付近及び2号館1階の2箇所に障害者用トイレを設置しているほか、玄関前に障害者用駐車場を設置している。

また、図書館には車いす対応の閲覧机1台を備えている。

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館（以下、本図書館とする）では、短期大学開学翌年に図書委員会において本学の目的に沿った資料収集方針を作成した。それに基づき、「全人格的教育を可能にし、更に学生自らの学習意欲をサポートできる範囲までの資料収集」（平成9年度図書委員会資料 資料7-7）とし、専門領域だけでなく、それと不可分の医学、心理学、社会学分野の充実と、教養書、逐次刊行物も積極的に収集してきた。

この資料収集をベースとして、オンラインでの文献情報等入手手段も充実させるべく、開学3年目（平成10年）にはNACSIS-IR（現国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル機関別定額制）、平成13年にはそれまでCD-ROMだった医学中央雑誌をWeb版に変え、看護学科が改組した大学開学の平成21年にはCINAHL、PsycINFOという外国語文献データベース、科学技術振興財団のJDreamも導入した。

また電子媒体も含めた資料の充実だけでなく、サービス面では開学当初から平日19:00までの夜間開館を実施し、平成21年には19:30、平成23年には21:00と徐々に開館時間を延長した。平成21年からは11:00～16:00までの土曜開館も開始し、平成23年には10:00～17:00までに延長した。このように、学生が学修する環境を整備することに、着々と努めてきた。

一方、本図書館は地域の医療福祉関係図書館としても重要な役割を負っている。学外者への利便性や地域への広報サービスという見地からホームページを作成し、ほかの図書館とも連携協力を図りながら、図書館、学術情報サービスの地域への開放に努めている。更に、研究をサポートする学術情報、文献の整備の充実が望まれる。

#### ①資料の収集・管理

本図書館の資料は、年2回の選書の機会を設け、教員から学生の学修に供する図書の購入希望リストの提出、図書委員会での了承を経て購入している。短期大学分は本短期大学の建学の精神である「人道」と介護福祉に関する書籍・文献等は選書の機会以外にも日常的に収集に努めているが、専門分野外や参考図書類は主に図書館職員が取りまとめ購入している。

## ②蔵書構成

この結果、現在の蔵書の構成は、短期大学所蔵では福祉を含む社会科学分野が54.5%、自然科学分野が11.4%である。大学所蔵では、看護分野が22.3%、医学を含む自然科学分野が37.5%である。全体では、本大学・短期大学の専門分野である社会科学分野22.7%、自然科学分野32.5%、看護分野が18.3%となっており、他分野についての構成比は一桁台であるが、偏りなくひと通りの分野を所蔵している。

蔵書数は表7-1の通りであるが、平成21年の大学開学に伴う大学への転用、平成22年度末の看護学科廃止に伴った平成23年度の除籍により、冊数は減少した。

購入雑誌は、国内雑誌26タイトルで、外国雑誌は購入していない。

視聴覚資料は、実技系の学科であるため授業等で利用することも多く、年々増加している。平成22年度の減少は除籍、平成23年度の減少は転用による。

表7-1 短期大学分蔵書数と介護福祉学科年間購入数

	蔵書数(含む 製本)	AV 資料	介護年間購入 図書数 <sup>注1</sup>	全国年間購入 図書数 <sup>注2</sup>	備考
平成19年(2007)	27,299	1,424	143(+50)	1,201	
平成20年(2008)	27,926	1,490	98(+80)	1,124	
平成21年(2009)	8,318	1,544	81(+151)	1,066	大学開学
平成22年(2010)	8,167	1,404	150(+77)	1,042	
平成23年(2011)	7,647	811	169	984	短大単科
平成24年(2012)	7,879	858	221		

注1) 短期大学が単科になるまでは、看護学科との共用図書で受け入れていたものもあるため、便宜上その半分の冊数を( )内に示した。

注2) 『日本の図書館』各年版の短大集計数値から算出した。

## ③学術情報サービス

蔵書についてはWebOPACにより、学内外での検索が可能であり、またNACSIS-CAT/ILL(国立情報学研究所目録所在情報サービス)にも登録しているため、主要な図書はCiNii Booksでも検索できるようになっている。

学術雑誌は、購入と寄贈により受け入れ、図書館システムのデータベースで管理している。特に購入雑誌では、各号の特集タイトルも入力し、検索によって得たい情報にアクセスしやすくなっている。

医学系を中心とした日本語データベースは4種類、外国語データベースは2種類契約している。これらはアクセス数の制限はあるものの、IP認証により学内のどこからでも検索が可能となっている。図書館ホームページにはデータベースのページを設け、各データベースのアイコンを用意し、アクセスしやすいように便宜を図っている。

本大学・短期大学教員の研究成果物である紀要論文については、NACSISの学術コンテンツ登録システムに参加し、既発行分全てをCiNiiから全文を読むことができるよ

うになっている。

#### ④施設・設備と運用サービス

本図書館は、校舎の一角にあり、2フロア延べ床面積 835.02 m<sup>2</sup>、閲覧席は 118 席、AV ルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナー、リフレッシュスペースを設けている。AV ルームでは、ワイヤレスヘッドフォン対応の 7 人用と 3 人用の視聴覚設備を備え、2 グループが同時に視聴可能である。視聴覚ブースはヘッドフォンを使用する個人視聴用で 6 席ある。

検索コーナーには、OPAC 専用 PC 1 台とインターネット検索性 3 台がある。加えて 3 階フロア、2 階フロアともに無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内貸出用ノート PC を利用して学生が席を立つことなくインターネットで情報を収集できる。リフレッシュコーナーにはソファやカフェチェアを設置し、飲料に限り持ち込み可とし、娯楽用雑誌を配置する等して、長時間の学修の休憩の場を提供している。

開館時間は、授業期間中は平日 9:00 から 21:00、土曜日は 10:00 から 17:00 である。

また、図書館の利用が少ない学生にも気軽に足を運んでもらうための動機付けとして、年 1 回、図書館フェアを開催している。期間中一定の利用回数に達した場合に抽選があり、学生には赤十字グッズ等を提供している。

本図書館の利用状況は表 7-2 に示す通りである。

表 7-2 本図書館入館者数と介護福祉学科学生貸出状況

	入館者数 (含学外者)	開館日数	介護年間貸 出冊数/人	全国年間貸出 冊数/人 <sup>注1</sup>	備考
平成 19 年(2007)	38,812	225	2.65	6.54	
平成 20 年(2008)	31,711	219	2.27	8.29	
平成 21 年(2009)	35,277	253	3.74	7.67	大学開学
平成 22 年(2010)	44,294	270	8.28	8.87	
平成 23 年(2011)	48,154	267	5.6	8.01	短大単科
平成 24 年(2012)	63,073	269	2.86		

注 1) 『日本の図書館』各年版の短大集計数値から算出した。

#### ⑤職員の配置

平成 8 年の短期大学開学以来平成 10 年度まで、司書資格を有する職員 2 名で時間差勤務により対応してきた。大学開学の平成 21 年度から開館時間を延長及び土曜開館も開始したためアルバイト等を雇用し、平成 24 年度では週 10 時間の臨時職員と夜間開館シフトで学生アルバイト 2 名を雇用している。

時間外開館のカウンター業務については、アルバイトで賄うことができる。しかし、これまでの開館時間の漸次的な延長の実態、更に大学と共用の図書館であり、大学院も開学、平成 25 年度には認定看護師教育課程開設の予定等、図書館に課せられた役

割・機能の拡大もあり、職員 2 名と週 10 時間の臨時職員をもってする配置の現状は、職員にとって厳しい業務量となってきた。

#### ⑥他機関との情報の相互提供

前述の通り、WebOPAC の公開、また NACSIS-CAT/ILL に参加しているので、当館の資料の所蔵状況は学外からでも容易に検索することができる。また各種データベースにより、学術論文全文をインターネット上で取得できるようになってきているが、入手できない場合でも、ILL により他大学への文献複写依頼が容易である。

同時に、大学等他機関からの文献複写依頼の受付もしており、なるべく申込当日に発送するように努めている。

#### ⑦地域への貢献

本図書館は蔵書が豊富とはいえず、内容も前述の通り社会科学分野、自然科学分野、看護分野で約 4 分の 3 を占めていることから、保健医療福祉関係者が主になるが、学外者も利用できるようになっている。申請があれば図書館利用カードを発行し、貸出も行っている。このように地域に開かれた運営にも努めている。

### (4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

#### 学生の教育研究環境：

学生が、講義室・ゼミ室等を使用する場合には、学務課に書類を提出し許可を得ることになっている。実際には、学生が授業時間の合間や放課後に自学自習を行うために、空いている講義室、ゼミ室、或いは開放場所にある机等を随時使用している。また、実習室は、技術の修得のために、平日及び土曜日（長期休業中も含め）は空いている場合、自由に使用することができる。

#### 教員の教育研究環境：

研究環境については研究費、研究場所、研究時間が課題となる。

##### ①学内研究費

教員の研究費に関しては、当該年度の個人研究費に関する経営会議の決定を経てから、配分され、配分を受けるのは、年度当初において各教員が年間の研究計画書提出することを要件としており、配分を受けた教員は、年度末に、研究報告書を提出することが義務付けられている。

配分される個人研究費は、職位毎に異なっており、教授（特任教授を含む）年額 60 万円、准教授 50 万円、講師 40 万円、助教 40 万円、助手 20 万円となっている。

職位別の個人研究費消化率は表 7-3 に示す様に平均約 66.5%であった。個人研究費は基盤研究費の意味があり、使用目的は、研究の直接経費だけでなく、学会、研究会出張や図書購入、学会年会費、研究室の備品、消耗品等の費用として支出することが認められている。ちなみに、平成 24 年度の研究費の使用状況を経費項目別にみると、消耗品費が 46.5%と、約半分を占めており、次いで、旅費 28.9%、諸会費 20.3%となっている。

表7-3 平成24年(2012年)度職位別研究費消化率

職位	人数	消化率
教授	4	52.6%
准教授	1	62.1%
講師	2	80.9%
助教	3	70.5%
平均		66.5%

## ②競争的研究費と応募、採択状況

学内競争的研究費としては、プロジェクト教育研究費補助(教育に関連する発展性のある研究が対象であり、1件50万円を限度とする)を設定している。

学外競争的研究費には、赤十字学園による研究費として、赤十字学園研究基金、赤十字学園研究基金(学長裁量分)、赤十字と看護と介護に関する研究助成、学術研究振興資金あり、更には 文部科学省 科学研究費助成事業等が挙げられる。

表7-4 公的研究費応募採択状況

申請年度	申請		採択	
	科研費	G P 等	科研費	G P
平成24(2011)年度	0	0	-	-
平成23(2011)年度	0	0	-	-
平成22(2010)年度	2	0	0	-
平成21(2009)年度	5	4	0	1
平成20(2008)年度	5	2	0	1
平成19(2007)年度	0	0	-	-

これらを含む、競争的研究費に関しては、研究センターにて情報を収集し教員に周知、条件の設定されている研究費では、条件に該当する教員には個別で再度通知を行っている。また、特に文部科学省研究費助成事業に関しては、毎年9月のFD/SD研修会では、[基準3表1]に示したように、事務職員からは当該年度に規定の改訂された点、或いは事務的な記載の注意等を、また教員からは具体的な研究に関する記載の注意点等を周知する機会としている。また、教員の研究に関しては、立案そのほかに関して研究センターの教員が相談に乗り、書類の形式等に関しては、事務局の企画或いは経理担当職員が支援する体制を作っている。

## ③研究成果の発表、発信環境

研究成果の公表、発信については、個人研究費による学会発表のほか、看護大学と共同で、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要」を年1回刊行している。刊行業務は紀要委員会が担当し、投稿規定、執筆要領を設け、投稿論文の採否にあたっては

査読委員によるレフリー制によって、適切な運営が行われている。

平成 24 年までの 4 年間の本学教員の投稿・採用数は研究報告が 4 件、資料が 2 件であり、これ以外の教員の業績に関しては、平成 24 年 4 月から 12 月までの結果であるが、表 7-5 に示すように学会発表を含めて、合計 10 となっている。

表 7-5 平成 24 年 4～12 月の教員の研究業績等

内訳	単著(単独)	共著(共同)筆頭	共著(共同)	合計
著書	2	0	1	3
原著	0	0	0	0
その他の学術論文	1	0	0	1
報告書	1	0	1	2
その他	0	0	0	0
学会発表	3	0	1	4
合計	7	0	3	10

#### ④研究スペース

教員の研究室は、原則として教授、准教授は個室使用、講師は一人又は二人部屋、助教、助手は 3～4 人が共通部屋の条件で配置している。研究室等の活用の仕方は、各教員の判断に委ねられている。ただ、学生との個別指導・面接の際に、個室以外の教員の場合には研究室を使用できないので、適宜、空き研究室を面談室に設定しているが、場合によっては、演習室、教室等を利用することになる。

#### ⑤研究時間の確保

研究専念時間に関しては、現在は、研究(専念)日やサバティカルが導入されているが、見直しを行う方針である。通常業務における研究時間の確保については、教育及び学内業務を踏まえた、教員の自主的なやり繰りに委ねられている。ただ、教員は、実習等の巡回指導、学内での学生の個別指導、大学の自主事業(介護実技講習会)等、授業科目の正規の担当時間を超えて、多くの時間を業務に費やしている。その実態が把握されていないので、現状の把握を行い研究活動への影響について明らかにする必要がある。

研究専念時間については実習期間には時間をとりにくい傾向があるが、実際には状況の把握がされていないので、現状の把握を行い研究活動との関連も検討する必要がある。

特に土、日曜日に大学の公務(授業、入学試験、研修会等)を行う教員に関する休日の扱いについての決まりは、入学試験を除いて現状では明文化されていない。就業規則で振替休日の制度があることから労働基準法との関連を制度的に見直す必要がある。

#### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学倫理委員会の下部組織として、研究センター倫理審査委員会があり、研究に関連する倫理審査を行っている。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター倫理審査委員会規程により、構成員は、看護系教員1、介護福祉系教員1、医系教員1、一般教育系教員1、その他の人材1の合計5名からなっている。なお、その他1の人材としては、学外者に依頼している。毎月第1金曜日に定例会議を開催、審査を実施している。

受審の対象は教員、大学院研究科学生、日本赤十字秋田短期大学の学生、看護大学看護学部学生、或いは本学、看護大学、大学院に関連する学外者の研究である。倫理審査に提出される短期大学学生ゼミナールと看護大学学生の卒業研究の研究課題は、外部で調査等が必要な研究（但し、その場合の申請者は担当教員）である。

研究倫理審査受審に関しては、研究倫理審査申請要領に基づき、申請書類を作成し審査委員会の開催日の関連から、毎月1日を締め切りで申請を行う。表7-6は平成24年度の研究倫理審査に関する実績を所属別に示した表である。

研究倫理に関する学内審査機関の運営に関しては、規程に基づき適切に行われている。

表7-6 平成24年度 研究センター研究倫理委員会倫理審査件数

所属	申請件数	承認数	取り下げ数
教員(短大、大学)	10	6	4
大学院生	13	13	0
大学学生(卒業研究)	25	22	3
短期大学学生(ゼミ)	3	2	1
合計	51	43	8

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

(1) 教員の研究に必要な設備においては、PCの定期的な更新を行う等環境整備方針を定めているほか、学習教材については概ね支障なく整備されている。

また、校舎においては平成21年に看護学科が四年制大学に改組転換したことに伴い2号館を新築し支障なく運営されている。

(2) キャンパスアメニティの面においても、学生からの要望も特に出ていないことから、特に整備等の面においては必要はないものとする。

(3) 学生が利用可能な図書という意味では、蔵書数は十分に確保できていると考えられる。また、内容は、教員からの購入希望リストにより整備しているので、学生の学修に直接役立つ専門分野中心の資料構成となっている。

学術雑誌については、購入タイトルは少ないが、これも大学との共用により利便性が図られている部分もある。外国語雑誌及び電子ジャーナルを購入していないが、CINAHLという全文データベースでは、以前購入していた福祉系の主だったものを収

録しており、全文を閲覧できるので、経費の削減になっている。

ほかにも全文データベースの契約により、論文情報については十分とは言えないまでも徐々に充実している。

施設面では、近年の高等教育の現場で実践されているアクティブラーニングの場としてラーニングコモンズを設置する図書館が増加している。本大学・短期大学では、図書館から廊下続きに多くの演習室やゼミ室があるだけでなく、ラウンジやホール等学生が利用できるスペースがコンパクトに揃っており、ラーニングコモンズの図書館内未設置を補っていると考えてよいだろう。これは小規模校のメリットであると言える。本図書館ではレファレンスブックについても1泊2日で貸出可能としているため、学生はそれらや学内貸出用のノートPCを図書館から持ち出し、個人或いはグループで、教室やラウンジ、ホール等の適当な場でレポートの作成やDVDの視聴、更には無線LANの届く範囲ではインターネット検索等を行っている。また、本大学・短期大学は、5時限（終了時刻17:50）の授業も多く、21:00まで図書館で自習できることは学生には歓迎されている。

- (4) 本学学生の教育研究環境に関しては、自習室を除いては、ほぼ適切に整備されていると考えられる。

教員の研究費に関しては、地方の大学では、特に中央で行われる学会への出張について経費の嵩むことが予想されるために、できるだけ多くの教員が参加できるように研究費からの支出を行っている。

- (5) 現在の研究倫理の審査体制は構成員の質も含めて、整っているものと考えられる。本年半ばより、研究倫理審査委員会では外部委員として秋田大学の吉岡名誉教授を依頼し、外部有識者としての適切な評価を得て、厳格な体制で審査に臨むことができた。

## ②改善すべき事項

- (1) 語学学習施設(LL教室)に整備しているテープレコーダ等アナログ機材であり、デジタル環境に対応でないことから、DVD機能、eラーニング対応とした機材に変更する必要がある。
- (2) 校舎においては平成21年に看護学科が四年制大学に改組転換したことに伴い2号館を新築したが、その後、平成23年には看護学研究科修士課程の開設、平成25年には認知症認定看護師教育課程の開設と高度教育が取り入れられる予定であり、カリキュラム編成上において校舎の狭隘が現れ始めている。更に地域貢献のための公開講演等や全学的な行事を行う教室も必要と思料されるほか、将来的に本学介護福祉学科の四年制大学化も考慮した場合、現校舎での対応は困難と思料される。
- (3) 購入図書数は全国平均からみるとかなり低調である。図書購入費においても『日本の図書館2012年版』から、平成23年度の全国の短期大学の平均図書購入費を算

出すると、視聴覚資料を含まずに1館あたり262万円となるのに対して、本短期大学では視聴覚資料を含んで164万円となっている。単純に比較はできないが、かなり下回っている。また、学生一人当たりの年間貸出冊数でも、全国平均を大きく下回っている。

図書館職員の状況において、様々な図書館関係団体で研修会が行われており、なるべくそのような場で機会を得るようにしているが、現在の職員体制では、職員相互に持ち帰ったことを提供し職能を高め合う余裕がない。同法人の他大学図書館の職員体制と比較してもマンパワーが不足している。

- (4) 外部研究費の公募等に関しても教員への周知を行っているが、今年度はこれら研究費の獲得の割合が著しく低いことが指摘された。
- (5) 倫理審査に時間がかかるという指摘が教員から出ている。それをサポートする事務体制の強化を図って、改善を進める。
- (6) 本学の学生は、図書館等の学習メディアに習熟していない学生も多いので、利用相談等の充実についても検討が必要と思われる。

### 3. 根拠資料

- 7-1 学生駐車場資料
- 7-2 学校法人日本赤十字学園 経理規程
- 7-3 学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則
- 7-4 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程
- 7-5 学校法人日本赤十字学園 資金運用規程
- 7-6 危機管理マニュアル
- 7-7 平成9年度図書委員会資料

## 【基準8】 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

日本赤十字秋田短期大学 学則第1条では、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を目的とした教育が謳われており、また、同第5条の学科の目標では、本学で育成する人材像を示しており、その中では、(5)社会的責任を自覚し、生涯学修し続け、他の専門職と協働し得る能力を養う、(6)常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会に貢献できる能力を養う、との目標がある。

社会との連携・協力は、これら人道的任務の達成をする本学教育の一環であるとともに、本来大学の持つべき責務として行われている。

本学としての独自の社会連携・協力の取り組みのほか、日本赤十字秋田看護大学と合同

で国際交流センター、地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会等が、それぞれの規程に基づき企画を行っている。また、地域への施設の開放等に関しては、大学事務局が窓口になっている。

### <東日本大震災ボランティア活動>

赤十字の理念の下に、大学の行った社会連携の一つは、平成 23 年の東日本大震災後の 6 月 1 日から 8 月 6 日まで、看護大学と合同で行った陸前高田市でのボランティア活動であった。このときには、学生 143 名（内短大 36 名）と教職員延 28 名（内短大 6 名）が 9 班に分かれて、現地で救援物資の仕分け、食事の準備、配膳等の支援を行った（資料 8-1）。

### <介護福祉学科の取り組み>

介護福祉学科では地域貢献として、「介護技術講習会」の実施、「介護職員等によるたん吸引等研修」への講師の派遣、高等学校からの依頼による出前講義等、大学コンソーシアムあきたとの連携による高大連携授業、中大連携授業を実施している。

・介護技術講習会は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正」に則って、介護福祉士国家試験における実技試験免除のための講習会として、厚労省の指定を受け、本学の事業として有料実施しているが、介護従事者の国家試験受験支援という意味もあり、本学としては地域貢献の一環として捉えている。年 2 回実施し、年間最大 80 名の受講者が修了している。専任教員のうち、講習会の主任指導者 3 名が講義・演習、指導者の資格を持つ教員 3 名が演習を担当している（資料 8-2）。

・平成 23 年度から秋田県が実施している「秋田県介護職員等によるたん吸引等研修」へは、厚生労働省が指定する資格要件を満たし、指導者講習会を修了した専任教員を 1 名派遣している（資料 8-3）。講義及び演習への協力、実施委員会委員、判定部会委員等の役割を担い地域に貢献している。

・中・高等学校からの依頼による講義や演習は資料の通りである（資料 8-4-1）。

・高大連携授業は、大学コンソーシアムあきたとの連携により、前期、後期で実施している。

平成 24 年度は、科目名を「暮らしを創る介護福祉士の役割」とし、介護福祉の概況、人間の尊厳を支える介護福祉活動と介護福祉士の役割、高齢者及び障害者の生活支援、認知症の理解と生活支援、生活支援技術の実際等の内容で、講義と技術の演習を組み合わせた 5 回の授業を 2 名の教員が担当した。参加人数は、高校生 26 名であった。

・中大連携授業は、1 校で実施した。総合的な学習の一環として高齢者や視覚障害者、肢体不自由の障害を疑似体験をすることにより、高齢者や障害者を理解し、施設等での体験実習に生かすことを目的として行った。1 年生 18 名の生徒が参加した（資料 8-4-2）。

大学教員が行う中大連携授業は、中学生の感性を高め、高齢者や障害者に関する正しい認識と理解をとおして、新たな発見を引き出す重要な役割を担っている。

### <国際交流センターの取り組み>

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 国際交流センター規程（資料 8-5-1）では、「国際交流に関する事業を実施し、教育及び研究の国際化を図ることに目的を置く」

としており、国外の他大学や教育機関或いは、他国の赤十字機関との交流活動の企画・実施を通し、社会連携を行っているが、現状では何を以て「国際交流」とするかが明らかではない。

本学では、教育及び研究分野での連携・協力に関わる国際的な関係強化を企図し、平成20年7月より台北医学大学（台湾・台北市）（資料8-5-2）と、平成21年4月よりモナッシュ大学（オーストラリア・ヴィクトリア州メルボルン市）（資料8-5-3）とそれぞれ提携協定を締結しており、国際交流センターは、その関係強化に向けた活動を継続して行った。同時に、国際交流センター長の指揮の下、スタディーツアーの企画立案、国際交流関係資料の収集、本学図書館内に情報発信スペースの開設等の活動を行った。

### <地域交流センターの取り組み>

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 地域交流センター規程（資料8-6-1）では、地域交流センターを「地域交流に関する活動及び研究を行うことを目的に置く」と位置付けているが、どのような方針かが明確でなく、現状では、大学周辺の住民組織や施設との交流活動の企画・実施のみが目的化している傾向にある。

具体的な活動は、①聞き書きボランティア養成講座（資料8-6-2）、②地域の子どもたちと東日本大震災で被災した子どもたちを対象とした「海で遊ぼう」（資料8-6-3）、③本学及び看護大学の学生ボランティア活動の支援等が挙げられる。

その他 地域社会に向けた講演会の企画運営等を地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会と複数の組織がそれぞれ独立に行っている。

## （2）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学における企画実施に関しての成果は以下の通りであった。

### 1) 「介護技術講習会」

平成24年度は第1回を6月に、第2回を8月にそれぞれ5日間ずつ実施（資料8-7）し、70名が修了しており、本学の持つ介護技術力を社会に還元している。

### 2) 国際交流センター

台北医学大学との連携強化策の一環として、平成24年6月に台北医学大学の代表団6名が本学を訪れ、本学教員と教育に関する情報交換の場を持ち、看護大学を加えた3大学間における研修生の相互派遣や教員の共同研究等の可能性について議論し、交流に関連する制度の早期実現に向けて実務協議を開始することで一致した。

協議結果を受け、台北医学大学の研修生受け入れプログラムが企画され、平成24年8月6日から8月10日までの5日間、同大看護学部生5名の研修を短大・大学合同の取り組みと位置付けて実施した（資料8-8-1）。この際には学生ボランティアを募集したが、本学の学生も5名が参加し、看護大学の学生とともに、病院見学、買い物等の一連の企画に加わった。また、平成24年9月には本学教員2名、看護大学教員2名と国際交流センター長

の5名が台北医学大学を訪問し、看護学部教授陣と今後の協力体制の構築や実務協議に向けての意見交換を行った（資料 8-8-2）。

### 3) 地域交流センター

#### ①聞き書きボランティア養成講座

「聞き書き」とは、お年寄りの話したいことを聞き、その語りを本人の話し言葉や口調を再現し文章化するものであり、その実践は、語り手であるお年寄りを大切にすることや、一人ひとりの人生を尊重すること、その土地毎の文化の伝承にもつながる。高齢化率全国一である秋田県において、聞き書きを広め、聞き書きの聞き手や書き手のボランティアを養成することは、地域貢献につながる意義ある取り組みである。講習会は2年連続で開催しており、これまでに52名の修了者を出している（資料 8-9）。この修了者の有志が、聞き書きの修練を目的に「聞き書き隊」というグループを結成し、月に1度の定例会の開催、「聞き書きだより」の発行等を行っており、これを地域交流センターが支援している。本学からも学生の受講があった。

#### ②海で遊ぼう「こどもサマーキャンプ in 秋田」

東日本大震災避難者支援応援ファンド助成事業の一環として行われた秋田こども遊び応援実行委員会に本学も参加した。平成23年3月の震災に遭った岩手県・宮城県の子どもたちを秋田の子どもたちが明るく迎え、みんなで大自然の中で一緒に遊び、共同生活をしながら五感を磨き、同時に大自然が恐ろしいだけでなく、自然の優しさや温かさを感じてほしいという目的で企画し、太平山リゾート公園での共同生活、キャンプファイアー、桂浜でのサーフィン等多彩なイベントを行った。参加者は、子ども総勢165名、協力者200名を数え、本学からも教員2名、学生14名が大学教員、学生とともに参加した（資料 8-10）。

#### ③学生ボランティア活動の支援

学生のボランティア活動を薦めるために、本学では、5月の連休の中の1日をボランティアの日としている。連休中のボランティア活動とそれに関するレポートの提出を義務付けており、その結果を取りまとめ、更なるボランティア活動への自主的な参加を図っている（資料 8-11-1）。

本学の目標の中に「常に社会の動向に関心を持ち、介護福祉実践を通じて社会に貢献できる能力を養う」（資料 8-11-2）がある。介護福祉学科では、社会に貢献できることをねらいとして、福祉関連施設や事業所・団体等へのボランティア活動を推進している。平成24年度は、1月12日（土）と2月16日（土）の2回にわたり、上北手地区社会福祉協議会の協力を得て、看護大学と合同で学生合計31名（本学4名）が高齢者の居宅等の雪かきを行った。また、終了後には、地域住民との交流を図った（資料 8-11-3）。

その他、夏祭り、秋祭り、運動会、募金活動、赤十字のイベント等に参加し、地域との交流を図り、社会との連携・協力につなげている。平成24年度の実績は資料の通りである（平成24年度ボランティア一覧 資料 8-11-4）。

### 4) 国際赤十字・人道法教育活動センター ボランティア活動

一日赤キッズクロスプロジェクト『サマーキャンプ 2012 in クロスヴィレッジ』  
日本赤十字社が東日本大震災後、被災地の子どもを対象として北海道においてサマーキ

キャンプを実施した。本学では看護大学と合同でボランティアを募集し、学生は33名参加した。

学生は、事前研修会と前日の直前研修会に参加して、子どもたちを迎える準備を行った。グループミーティングやオリエンテーリング、サポートプログラム（高齢者や障害者の支援に関する知識や技術を学ぶ体験）等の様々なプログラムに参加した。

## 2. 点検・評価

### （1）効果が上がっている事項

ア. 国際交流センターが企画する台北医学大学との交流事業では、高齢化率の高い秋田の介護・看護に関する知識と実践を台北の学生が学び、本学の学生が彼らと交流することにより異文化に接する機会となった。

イ. 地域交流センターの活動に関しては、地域住民からは高い評価を得ており、学生や教職員の地域住民との交流の機会となっている。

ウ. 本学の事業として実施している介護技術講習会では、平成24年度（第1回、第2回）の受講者アンケートから、講義、実技、施設・設備の教育環境のいずれにおいても、9割以上の受講者が「非常に良かった」又は「まあまあ良かった」と回答している。この結果から、満足度が高いと言える。また、修了判定として実技試験を実施し、判定基準に基づいて修了認定を行っている。受講者全員が修了できたことやアンケート結果から、教員が持つ専門知識や技術は、講習会のねらいとする、根拠をもった介護技術の実施、基本的な介護技術の確認という観点から、社会に還元できていると思われる。

エ. 平成23年度から実施している「秋田県介護職員等によるたん吸引等研修」へは、専任教員を1名派遣しており、講義及び演習への協力を行うほか、実施委員会委員や判定部会委員等の役割を果たし、地域貢献に努めている。

オ. 高等学校からの依頼による講義・演習や大学コンソーシアムあきたとの連携による高大連携授業、中大連携授業は、地域貢献であると同時に、本学を広く社会に認知してもらい、福祉や介護に関心を持っていただく機会となっており、また、入学生の確保にも結びついている。今後も講義内容を充実させ、社会の要望に応じていく。

### （2）改善すべき事項

ア. 国際交流事業の実施方針の明確化

国際交流センターでは、本学の国際交流事業を活性化させるべく、企画立案と実施の業務を担ってきた。しかしながら、社会連携・社会貢献、赤十字の国際活動との関連付けや調整も十分でなく、また、グローバル人材育成との関係も検討課題である。国際交流センターの規定を基に、国際交流事業の相互の関連、調整を進め、事業の実施を検討していく。

イ. 地域交流センター実施の活動についても、地域交流センターの規定を基に、企画や運営を明確にして周知し、教員の参加を促し、社会貢献意識を高めていく。連携行事は土日祝日に行われることが多いので、参加者教職員の休日出勤とサービスとの関係も整理して、周知する。

### 3. 根拠資料

- 8-1 東日本大震災ボランティア活動資料
- 8-2 介護技術講習会資料
- 8-3 秋田県介護職員等によるたん吸引等研修」資料
- 8-4-1 中・高等学校からの依頼による講義や演習に関する資料
- 8-4-2 中大連携授業資料
- 8-5-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 国際交流センター規程
- 8-5-2 台北医学大学資料
- 8-5-3 モナッシュ大学資料
- 8-6-1 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 地域交流センター規程
- 8-6-2 「聞き書きボランティア養成講座」資料
- 8-6-3 こどもサマーキャンプ in 秋田「海で遊ぼう」資料
- 8-7 介護技術講習会資料（既出 資料 8-2）
- 8-8-1 平成 24 年度台北医学大学研修生受け入れプログラム
- 8-8-2 台北医学大学意見交換資料
- 8-9 「聞き書きボランティア養成講座」資料（既出 資料 8-6-2）
- 8-10 こどもサマーキャンプ in 秋田「海で遊ぼう」資料（既出 資料 8-6-3）
- 8-11-1 「ボランティアの日」資料
- 8-11-2 本学の目標
- 8-11-3 雪かきボランティア資料
- 8-11-4 平成 24 年度ボランティア一覧

## 【基準 9】 管理運営・財務

### ・管理運営

#### 1. 現状の説明

本学は、学校法人日本赤十字学園の傘下であり、本学園の理事会、常務理事会及び評議員会と連携協力関係を維持している。

本学園の理事会は、本学園寄附行為（資料 9-1）第 7 条により理事の選出と人数を定め、収支予算、事業計画等重要の審議機関としている。また、常務理事会は、本学園寄附行為第 20 条によりその設置が定められ、本学園理事会業務委任規程（資料 9-2）第 3 条により常務理事会への委任項目を定めている。

評議員会は、本学園寄附行為第 21 条によりその設置と評議委員定数を定め、また、第 23 条により理事会の諮問機関として定められている。なお、現在の評議員数は 26 名であり、私立学校法第 41 条に規定する現在の理事数 12 名の 2 倍以上の人数を維持している。

また、本学園の業務を監査するため本学園寄附行為第 6 条により監事 2 名を置いている。監事は本学園の理事会、評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規程に基づいて法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、公認会計士と連携して監査報告書を作成のうえ理事会、評議員会に提出し、本学園の監査機能の役割を果たしている。

## (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の管理、運営に関する諸規定を整備し、それらに基づいて置かれている組織は以下の通りである。短期大学としての、管理運営のための細則は定めていないが、それぞれの分掌、役割分担にもとづき、方針、意思決定が行われ、適切な運営が図られている。

### ①経営会議

大学の管理運営方針を決めるものとしては経営会議があり、学長ほか管理職によって構成され、次の事項を審議し学長の職務決定を補佐している。毎月1回開催し原則全員出席としている。

### ②教授会

大学の教学組織とし教授会がある。構成員は学長、副学長（この職を置く場合に限る）学科長及び教授となっており、毎月1回招集され、構成員の3分の2以上の出席により成立し、人事案件を除き、出席構成員の過半数をもって議決する。

また、教授会規程には専門委員会を置くことが定められており、専門委員会は教務委員会、学生委員会、教員選考委員会、入学者選抜委員会、図書委員会、情報・広報委員会、紀要委員会及び公開講座委員会の8委員会がある。

以上の2つの会議により法人組織と教学組織の権限と責任は明確化されている。

### ③学長、学科長の権限と選任手続

#### ア. 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任手続きは、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づき行われている。学長の任期が満了するとき、又は辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、教授会において選出された専任教授3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用する。

以上のように、学長の選任手続きについては、理事会、教授会の意向が反映できる仕組みとなっており、日本赤十字学園傘下の大学の学長選出の手続きとして妥当と言える。

また、学科長は、日本赤十字秋田短期大学学科長任用規程に基づき、学長が本学教授のうちから推薦（経営会議において無記名投票）し、理事長が任用することとなっている。

#### イ. 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限については、学校教育法により校務をつかさどり、所属職員を統督すると定められており、本学の管理運営の全てについて権限と責任を有する大学の代表者であり教育研究の最高責任者である。

管理運営及び教育研究上の重要事項については、学内外の意見を聞き、経営会議及び教授会での審議のうえ、学長が執行する体制となっている。

しかし、緊急の場合は、学長の責任において執行している。以上のことから学長権限の内容とその行使は、概ね、適切であると考ええる。

#### ウ. 中・長期的な管理運営方針の策定

日本赤十字学園の方針により、第一次中期計画（平成 21 年度から平成 25 年度の 5 カ年）を策定のう え取り進めている。主な事項は経営意識の醸成、経営基盤の確立、教育研究向上のための財源確保を柱としており、具体的には、学生定員確保、経費の節減、競争的外部資金の獲得等を目標としている。

### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

#### ①関係法令に基づいた管理運営に関する学内諸規程の整備状況

大学の管理運営については、関係法令等及び学内規程を遵守している。関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署に通知し、遺漏のないように対応している。

また、学園の諸規程、学内の諸規程に基づいて大学運営にあたっており、新規採用の教職員には、ガイダンスで規程集を配付、重要な条項は説明している。

更に、規程が改正された際は、電子メールにより通知し学内規程の周知に努めている。

#### ②大学の意思決定プロセスの運用とその適切性

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関する事項を審議する経営会議と教育研究に関する事項を審議する教授会の 2 つにより行われている。

本学の予算、決算、学則改正等の重要事項は経営会議の審議後、理事会の承認を得る。また、教育研究に関することでは、教授会の傘下の専門委員会で検討した事項を教授会で審議する。これら 2 つの会議で審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。このように本学の意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切であると考ええる。

### (3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

#### ①事務組織の構成及び人員配置の適切性

本学は、事務職員は専任 4 名であるが、同校舎で看護大学も運営していることから大学専任職員も兼務発令して対応している。

人員配置については、総務課 2 名、学務課 1 名、図書館 1 名とそれぞれ均等に配置させており、教員及び学生との信頼関係の下に業務を遂行している。

各委員会等にも事務職員を配置し、その状況についてほかの職員に周知させており、事務職員全員が学内の動きを把握できる体制をとっているほか、2 週間に一度係長以上の打ち合わせ会議を行い、スケジュール、懸案事項、報告事項等を共有している。

以上の体制から、事務組織は機能しているものと考ええる。

#### ②多様化する業務内容への対応策や事務組織の機能を高めるための方策とその有効性

機能強化の対策として、管理職を除く事務職員が毎年他団体の実施する各種研修会

に 10 名程度が参加しているほか、毎月本学の FD/SD 研修にも原則として全員が参加している。また、大学における職員の役割の熟知と業務意欲の向上を図る目的で、定期的な人事異動を実施している。

### ③職員の任免・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

任免・昇格等については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱により定められており、任免、昇格のほか、給与支給に関する全てを当該規程に沿って執行している。

## (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

### ①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善への取り組み状況

毎年、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づいて、職員の自己評価、上司による勤務評価を行っている。自己評価と勤務評価を基に、上司からの面談が実施され、勤務評価の結果の伝達と今後の業務執行へのアドバイスが行われる。

### ②短期大学の事務職員として求められる能力を高めるためのSDの実施状況とその有効性

原則として事務職員全員が、毎月 1 回行われる本学 FD/SD 研修に出席している。

事務職員も研修結果の報告や、所掌事務の評価や課題等について、随時、報告を行っている。発表の機会を設けることで、職務遂行だけでなく、大学職員としての意識付けの効果も上がっている。

## 2. 点検・評価

本学の管理・運営については、運営管理方針、意思決定、学内外へのコンプライアンス、大学教職員としての意識付けが、適切かつ効果的になされているかどうかという視点から、点検・評価を行う必要があると考える。

管理運営方針については、学内諸規定や、それを受けて設置されている組織や部門毎には明示されているが、教育研究も含む大学運営には、部門間にまたがった横断的な運営が求められることも多い。短期大学全体の運営方針の明確化とともに、そうした課題毎の運営方針を、より明確にしていくことが求められる。

意思決定については、規定や個々の運方針の周知の徹底がなされており、学長のリーダーシップが強く発揮されている反面、学内での、教授会その他への、教職員の意見集約が十分でないという課題がある。職員のモラルの向上のためにも、改善が欠かせない課題である。

コンプライアンスの面では、規定等がきちんと整備されている反面、規定相互に重複やズレがみられ、職務遂行上のルールや役割分担が明確でない部分がみられるので、諸規定の見直しから改善を図っていく必要がある。

また、大学の教職員としての意識付けは、FD/SD 研修や、各種委員会（職員もメンバーとして参加することが多い）における討議、年度毎の各部門の事業評価等において、一定程度なされてきているが、学生主体の教育、業務運営や、大学教育の社会的役割を踏まえた、職務意識や実践態度の涵養という点では、不十分な点がみられる。

### ①効果が上がっている事項

- (1) 意思決定のプロセスを明確にするために、それに関わる全ての会議等の規程を整備し、適切に運用している。
- (2) 教員と事務局職員との、SD活動を通じた、教育改善法、学生支援課題の検討が行われている。

### ②改善すべき事項

- (1) 一層の課題の周知と共有化を進める中で、教職員の「参加」意識の向上を図る。
- (2) 教職員の意欲向上を図るために、意見の集約化の方法を再検討する。
- (3) 学園本部との運営方針の調整を図る。  
規定の整合化  
業務推進上の連携の改善

## 3. 根拠資料

9-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

## ・財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

##### ①中・長期的な財政計画の立案

本学の収支状況については、収入において総額のうち、学生生徒納付金が約 35%、国・県補助金が約 42%、その他約 23%となっている。また、支出においては、総額の内人件費が約 50%、教育研究費が約 43%、管理経費が約 7%となっている。

本学は、平成 8 年の開学時以来、毎年秋田県から施策である高齢者の増加に伴う看護師、介護福祉士の養成事業を受けた形で、高額の補助金を受けている。

これは、将来的にも継続される見通しであり、当面、財政面では安定財政が見込まれる。

##### ②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

平成 24 年度においては、外部資金獲得はなかった。

##### ③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について過去 5 年間の推移を次表に示す。

(平成 24 年度における主な消費収支計算書関係比率)

##### ・補助金比率

全国平均を上回っており、良好である。

##### ・人件費比率

全国平均を下回っており、良好である。

・教育研究経費比率

全国平均を 10 ポイント程度上回っている。消費収支の均衡を失しない範疇と考えられ、概ね良好と考える。

・管理経費比率

全国平均より下回っており、良好である。

消費収支計算書

※ 評 ( ▼ 低いほうがよい, △ 高いほうがよい, ~ )

比率名	算式(×100)	評	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	全国	東北
人件費比率	人件費/帰属収入	▼	59.3	37.3	511.2	31.5	43.6	58.5	55.1
人件費比依存率	人件費/学生生徒納付金	▼	114.3	80.4	943.0	96.7	119.0	96.6	83.4
教育研究(管理)経費比率	教育研究(管理)経費/帰属収入	~	34.4	36.7	52.3	31.4	35.8	24.7	25.3
管理経費比率	管理経費/帰属収入	~	3.3	3.4	6.1	4.2	5.7	9.5	10.0
借入金等利息比率	借入金等利息/帰属収入	▼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.6
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)/帰属収入	△	1.1	4.8	-23.1	-34.1	-25.5	4.5	7.2
消費収支比率	消費支出/消費収入	▼	106.7	95.2	123.1	134.1	125.1	108.7	100.7
学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金/帰属収入	~	51.9	46.5	54.2	32.5	36.7	60.6	66.0
寄付金比率	寄付金/帰属収入	△	0.1	0.3	0.0	0.4	0.0	4.6	2.4
補助金比率	補助金/帰属収入	△	43.8	33.9	37.2	24.9	48.0	24.7	24.0
基本金組入率	基本金組入額/帰属収入	△	7.3	0.0	0.0	0.0	-0.2	12.2	7.9
減価償却費比率	減価償却額/消費支出	~	14.2	20.0	25.7	15.2	1.3	10.5	9.5

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より「平成23年度」【短期大学法人】の数値を使用しています。

(平成 24 年度における主な貸借対照表関係比率)

・自己資本構成比率

全国平均を上回っており、良好である。

・消費収支差額構成比率

全国平均を上回っているほかプラスとなっており、良好である。

・固定資産構成比率・流動資産構成比率

全国平均を上回っているが、概ね良好と考える。

・退職給与引当預金率

本学は 100% であり、良好である。

・固定負債構成比率・流動負債構成比率

全国平均を下回っており、良好である。

## 貸借対照表

※評(▼低いほうがよい、△高いほうがよい、～どちらともいえない)

比率名	算式(×100)	評	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	全国	東北
固定資産構成比率	固定資産/総資産	▼	96.9	96.0	94.7	92.1	95.4	85.5	86.3
有形固定資産構成比率	有形固定資産/総資産	▼	62.0	60.0	59.9	58.5	59.6	62.4	66.1
その他の固定資産構成比率	その他固定資産/総資産	△	34.9	36.0	34.8	33.6	35.8	23.1	20.2
流動資産構成比率	流動資産/総資産	△	3.1	4.0	5.3	7.9	4.6	14.5	13.7
固定負債構成比率	固定負債/総資金	▼	3.2	2.1	1.6	0.9	1.0	6.2	8.9
流動負債構成比率	流動負債/総資金	▼	1.0	0.4	1.1	2.6	0.3	5.4	5.0
内部留保資産比率	(運用資産-総負債)/総資産	△	33.8	37.5	37.4	38.0	39.1	26.0	20.0
運用資産余裕比率	(運用資産-外部負債)/消費支出	△	3.2	4.5	5.3	5.8	8.0	1.8	1.2
自己資金構成比率	自己資金/総資金	△	95.8	97.5	97.3	96.5	98.7	88.4	86.1
消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資金	△	1.4	2.8	3.3	4.4	3.5	△ 13.6	△ 14.9
固定比率	固定資産/自己資金	▼	101.2	98.5	97.4	95.5	96.6	96.7	100.3
固定長期適合率	固定資産/(自己資金+固定負債)	▼	97.9	96.4	95.8	94.6	95.6	90.4	90.9
流動比率	流動資産/流動負債	△	297.5	1,122.8	481.6	297.6	1,644.9	266.5	273.4
総負債比率	総負債/総資産	▼	4.2	2.5	2.7	3.5	1.3	11.6	13.9
負債比率	総負債/自己資金	▼	4.4	2.5	2.8	3.6	1.3	13.1	16.2
前受金保有率	現金預金/前受金	△	1,237.8	1,574.9	2,287.1	3,369.0	1,949.2	407.4	420.1
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産) /退職給与引当金	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	63.1	58.0
基本金比率	基本金/基本金要組入額	△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	97.5	95.9

## (2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

## ① 予算編成の適切性及び執行ルールの明確性と内部監査の適切性

予算編成については、本学事業運営方針に基づいて学科、各委員会、各センター機構が要望書を提出し、予算担当がヒアリングを行い、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し、予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局長、学長、経営会議において精査、査定、審議したうえ、理事会に付議される。

全ての予算執行は、担当である総務課経理係による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行を精査するとともに、予算執行状況を管理できる体制となっている。

監査は、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき学園本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年2回(期中・期末監査)を実施している。

期中監査では、全般事項(本学全体の概要把握、内部統制の理解、システムの概要把握)、取引処理の全般的理解(質問による取引全般の概要把握)、人件費関係(内部

統制の理解等) について実施される。また、期末監査では期末残高に基づく決算書類の監査が行われている。

内部監査については、学園本部職員が定期的に来校し、契約、伝票、証憑、文書のチェック等が実施される。

#### ②予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

当該年度の予算執行状況は、総務課経理係において学科、各委員会、各センター機構、教員個別の研究費等常に把握できる体制にあり、決算額との乖離を極力少なくするよう予算管理を行っている。

次年度予算編成を行う際は、前年度の決算状況を基に、執行されなかった事業はスクラップ事業と判断し、突発的な事業については、その必要性を考慮している。

## 2. 点検・評価

財政の基盤として重要な外部資金の獲得に関して、平成 24 年度には新たな獲得ができなかったことから、教員の教育研究の条件改善を考慮するとともに、事務局においても外部資金獲得のための情報の提供とより専門的な事務的サポートを行うシステムを検討し、財政基盤の強化を図る。

#### ①効果が上がっている事項

収入面においては、学生の定員確保による学生生徒納付金、補助金の収納等予定の財源が確実に確保されており、また、支出面においても予算額を大幅に超過することがなく、健全な経営がなされている。

#### ②改善すべき事項

本学における経営分析の結果を、本学 FD/SD 研修会の際に教職員に提示・説明しているが、経営意識の醸成という点で不十分さがある。また、外部資金の獲得のためには、教員が研究に関する能力の向上を図ることはもとより、資金獲得の情報、手段、方法等に関しての専門的に具体的な事務サポートシステムが必要である。

## 3. 根拠資料

- 9-1 財務計算書類（平成 20 年度～平成 24 年度）
- 9-2 監査報告書（平成 20 年度～平成 24 年度）
- 9-3 事業報告書
- 9-4 財産目録
- 9-5 5 カ年連続資金収支計算書（短期大学／学校法人）
- 9-6 5 カ年連続消費収支計算書（短期大学／学校法人）
- 9-7 5 カ年連続貸借対照表

## 【基準10】 内部質保証

### 1. 現状の説明

(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

日本赤十字秋田短期大学は、短期大学設置基準（資料 10-1）第2条及び日本赤十字秋田短期大学学則（資料 10-2）第58条に則り、平成8年開設当時から教授会の一委員会である教育研究活動評価委員会を設置し、平成9年度より年度末に各委員会及び担当部署で点検評価を実施し、「自己点検・評価報告書」として冊子体で報告をしてきた。

（自己点検・評価報告書 平成9年度、平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年、平成20年度）（資料 10-3）

また、平成20年度には第三者評価を受審し、認証を得た〔自己点検・評価報告書（平成16年度～平成18年度）、平成19年度第三者評価（まとめ）〕。

平成21年には看護学科が日本赤十字秋田看護大学として改組され、以後日本赤十字秋田短期大学は、介護福祉学科のみの単科大学となっているが、これに伴い教育研究活動評価委員会は看護大学の評価センターとして改組、実際には日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程に基づき運営されている。

更に、平成21年度、平成22年度、平成23年度には日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字秋田看護大学と合同の「自己点検報告書」を作成している（自己点検・評価報告書 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学 平成21年度、平成22年度、平成23年度 資料 10-4）。

平成26年度に前回認証から7年を迎える本学は、平成25年度には第三者評価を受審する準備を進め、内部質保証の点検評価を「大学基準協会 短期大学基準」に基づき行っている。

自己点検報告書の公開に関しては、冊子として学内教職員の研究教育及び学内諸活動に関する更なる向上を図るために利用するとともに、ホームページに掲載し、短期大学の責務として社会に公表をしている。平成21年度以降は日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学ホームページとなり、広く社会への周知を図っている。

また、ホームページでは、学校教育法施行規則等の一部改正する法律（平成22年文部科学省第15号）（資料 10-5）に則り、日本赤十字秋田短期大学と日本赤十字秋田看護大学看護学科及び大学院での教育研究活動等に関わる情報を公開している。尚、開示に関しては、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」（資料 10-6）に準拠し、以下の項目を掲載している。

なお、該当する各項目に関しては、全て日本赤十字秋田短期大学、日本赤十字秋田看護大学看護学部、日本赤十字秋田看護大学大学院別に掲載されている。

教育研究上の目的

教育の目的・教育の理念

教育研究上の基本組織

大学組織図

各教員が保有する学位及び情勢（教員紹介）等

教職員数、職階別、男女別教員数、教員一人当たり学生数及び非常勤教員比率、  
年齢別教員数

アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー

学生数・入学者数

学生総数・学生の状況

入学形態別 志願者、受験者、合格者

卒業・就職状況等

授業科目、授業内容、年間授業計画等

カリキュラム・授業概要（シラバス）

取得可能な学位、卒業・修了必要単位修得数等

卒業に必要な修得単位数

成績評価の基準

取得可能な学位

資格修得要件

教育研究環境に関わる校地・校舎等の施設設備

キャンパスマップ

学科施設・設備

大学図書館

交通アクセス

授業料・入学金等の学費

修学・進路選択・心身の健康等に係る支援等

就学支援及び心身の健康等の支援

進路選択に係る支援

国際交流・社会貢献等の概要

国際交流（協定相手校等）

地域交流（社会貢献活動）

大学間連携（大学コンソーシアムあきた）

産官学連携

東日本大震災 災害地支援

財産目録

平成 21 年度より平成 24 年度まで

日本赤十字秋田看護大学 及び 日本赤十字秋田短期大学

財産目録、貸借対照表、資産収支報告書、消費収支計算書

いずれも PDF

自己点検・評価報告書

自己点検・報告書（PDF）

第三者評価認定（平成 19 年度）

適格認定証 (PDF)  
評価結果について  
設置の趣旨を記載した書類  
日本赤十字秋田看護大学大学院 (PDF)  
設置計画履行状況報告者  
設置計画履行状況報告者 (PDF)  
その他  
事業計画  
事業報告書  
監事の監査報告書

ホームページ以外の公表方法としては、毎年作成する学校案内のパンフレット「日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学」及び 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 学報である「CARILLON カリヨン」を年1回発行し、大学・短期大学の活動状況を、学生、教職員が共有するとともに、学生の父母、全国の赤十字関連施設、東北6県の高専学校に向けて発信し、本学への理解に努めている。また、学生の父母が主催し、学生、保護者、大学を結ぶ「父母の会」が年に2回開催されており、「父母の会だより」を2回発行し学生の全保護者に配布しているが、その中で、短期大学の活動の様子等を伝えている。

また、福祉施設等との間で、実習指導者会議等、大学に対する意見を聴く機会をもっており、詳細に情報公開するとともに意見交換を行い、本学に対する理解や社会的評価を高めることにもつながっている。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

平成21年度より本学は日本赤十字秋田看護大学と合同で、更に、平成23年度からは日本赤十字秋田看護大学大学院も加わり、学長直属の位置にあるセンター機構の一つである評価センターが、内部質保証に関わっている。従前の教育活動評価委員会の活動を受けついで、大学・短期大学合同で、各担当部署が主体的に点検・評価活動を実施し、全学的なPDCAサイクルの構築に向け努力しているところである。

自己点検・評価の結果は学長に報告し、改善に向けての検討及び実施の責任は教授会にある。恒常的な自己点検評価体制を構築するとともに、次年度以降の教育研究活動、大学運営に連動させるシステムの構築を引き続き行っている。

評価センターは日本赤十字看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程により、構成は、経営会議の議を経て学長が任命する教授をセンター長として、平成24年度は短期大学1名、看護大学4名、大学院1名の教員と職員2名で構成されている。

規程によると、その業務は第4条(1)別紙の事項に関する評価計画の立案並びに評価活動の推進、とあり別紙には自己点検・評価の各項目が挙げられている。

また、(2)では、全学的な連絡調整及び広報活動、(3)では評価関係資料の収集及び利用並びに利用の提供等が規定されており、システムとしては整備されている。

介護福祉学科内部に関しては、評価センターに所属する教員が中心となり、各委員会

や各センターに属する教員が、また、教育に関しては学科長を含め、全教員が点検・評価を行っている。学生数が少ないこともあり、特に教育の質の改善等では、PDCA サイクルを効率よく動かしている。例えば、教育方法で記載したように、従来までの学習成果から、講義、演習 実習の順序性を構築したこと、或いは内容が発展的に積み重ねられるように授業科目を調整して、学生の学習成果が上がったこと等である。

短期大学では、赤十字の理念と活動に連動した教育、基礎教養と深い専門性の追求、実力を備えた介護福祉士の養成が柱となった教育目的を掲げている。現在これに関しては日本赤十字看護大学・日本赤十字短期大学研究センターが教育の質保証のための PDCA 観点から、教員に呼びかけ、全学を挙げて検討をしている。研究センターもまた広い意味では、質保証システムに関連している。その活動の根拠は、日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学研究センター規程の第 4 条業務の規定の(4)FD(SD)に関することである。

なお、大学運営に関連しては、学校法人日本赤十字学園内部監査規程(資料 10-7)に基づき、業務及び諸活動について実地監査が実施され、水準の向上が図られている。実地監査は 3 年毎に学園の保有する大学、短大について行われており、本学では、看護大学とともに平成 24 年に規程に則り、業務監査及び会計監査が行われた。また、公的研究費に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程(資料 10-8)に基づく経理事務により実施されている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

平成 19 年度に短期大学基準協会の認定を受けた際に課題とされた秋田の地域的な特徴である高齢者への看護・介護への貢献、大学の開放等に関しては、以下のように調整と改善を図っている。社会貢献で述べたように、社会福祉士及び介護福祉士法第 22 条第 3 項による介護技術講習会を平成 17 年度より開始、以後毎年継続して実施しており、年に約 80 名の研修を行うことにより、高齢者介護に携わる人材の育成に貢献している。

また、秋田の独居高齢者に対する直接的な支援は、介護福祉学科学生や教員による雪かき隊にとどまっており、介護技術等を地域高齢者にボランティア活動とすることも課題として残っている。

大学の施設に関しては、講義室、実習室等は学外の各種研修会、体育館はスポーツ倶楽部或いは地域の運動会、敬老会等の集会に開放するとともに、図書館は外部者が利用可能になっている。(日本赤十字秋田短期大学図書館利用規程 資料 10-9)

短期大学介護福祉学科内部での内部質保証に関しては、学科長、教授会を中心として前年度の課題であるシラバス内容、教育内容の点検・評価を行い、その PDCA サイクルは機能している。しかし、精度に関して、シラバス内容の表記に不徹底があり、平成 25 年度の改善課題として取り組んでいく。

また、研究センターに関しても、FD 機能を有効に活用し、短大のみならず、大学、大学院の基本的なポリシーの検討を開始しており、質保証システムとして適切に機能している。

なお、大学運営に関しては、学校法人日本赤十字学園の諸規程に則り、実行されており、適切に機能している。

内部質保証とは、第三者評価を踏まえて点検評価されるものではなく、恒常的に質を

検討する組織が望ましいと考えられる。従って、組織として常に現状に対する点検評価を怠らず課題を見出し、改善評価に進むことを念頭に置く必要がある。これは全学的に取り組むことであり、全教職員に啓蒙と現状調査を兼ねて、大学基準協会の自己点検評価項目（理念から内部質保証までのすべての項目）について、平成 24 年度、全教職員に向かい、理解・周知・課題・改革案・他意見等を網羅したアンケート調査を評価センターで実施している。（資料 10-10）

これまでの自己点検・評価報告書は、P（計画）D（実行）C（点検・評価）A（調整・改善）により実施されているが、CとAについては、これまで以上に推し進める必要があると考え、内部質保証機能を円滑に遂行させるためにはさらなる検討が必要と考える。

## 2. 点検・評価

急速に変化する教育環境に対応するためには、さらなるPDCAサイクルの質向上が求められる。そのためには自己点検・評価の実施等に関する学内の審議機関、即ち組織評価機能の強化を図る体制が必要であり、また相互評価ないしは外部評価が必要である。

### ①効果があがっている事項

情報公開については、ホームページ或いは冊子体で公表している。

短期大学介護福祉学科の教育組織については、組織内でのコミュニケーション体制がよく保たれており、教育方法等の改善が順調に行われている。

研究センターのFD/SD機能を使って、大学に必須である評価可能なPDCAを広く教員間で検討をしており、内部質保証に貢献している。

### ②改善すべき事項

内部質保証システムを構築するためには、PDCAサイクルを円滑に回転させることが条件であり、そのために更に点検・評価を客観的に行い、調整し、改善に進める機能の強化を図る必要がある。それには自己点検・評価の実施等に関する審議を強化する組織評価体制が必要であり、また相互評価ないしは外部評価が必要である。

相互評価を検討するにあたり、本学は介護福祉学科のみの単科短期大学であり、介護福祉学科は全国的に社会情勢から縮小傾向で、相手校を探すのに困難な状況である。従って、外部評価も視野に入れ検討中である。

## 3. 根拠資料

10-1 短期大学設置基準第 2 条

10-2 日本赤十字秋田短期大学学則第 58 条

10-3 自己点検・評価報告書（平成 9 年度、平成 10 年度、平成 11 年度、平成 12 年度、平成 14 年度、平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年、平成 20 年度）

10-4 自己点検・評価報告書 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学（平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度）

10-5 学校教育法施行規則等の一部改正する法律（平成 22 年文部科学省第 15 号）

10-6 学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱

- 10-7 学校法人日本赤十字学園内部監査規程
- 10-8 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田看護大学公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程
- 10-9 日本赤十字秋田短期大学図書館利用規程
- 10-10 自己点検評価アンケート結果